

アジア女性基金フォーラム
女性と人権

アジア女性基金の取り組みと直面する問題



アジア女性基金は、1995年7月、かつて日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、すこしでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動するために、国民と政府が一体となって発足いたしました。基金の目的は、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業で、(1)被害者の苦悩を受け止め、償いを行う事業、(2)国としてのお詫びと反省の表明、(3)「政府資金による医療・福祉支援事業、(4)「慰安婦」問題を歴史の教訓にするための事業などが挙げられます。

また同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、「いま」女性が直面している女性への暴力や人権侵害に対して積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会をつくるためのプログラムや活動を行っています。それには国際会議の開催、女性の人権問題に取り組んでいる女性団体への支援、女性に対する暴力や人権侵害の原因と防止に関する調査・研究、女性への自立支援活動などがあります。

この報告書は、1998年度地方対策事業として「女性と人権ーアジア女性基金の取組みと直面する問題」と題して行われたフォーラムの記録です。1998年度は、東京と北海道でフォーラムを開催いたしました。ご一読いただければ幸いです。

今後ともアジア女性基金に対するご支援とご協力を心からお願い申し上げます。なお、アジア女性基金の事業と活動については、インターネット・ホームページでご覧になれます(ホームページアドレスは奥付にあります)。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

●アジア女性基金 フォーラムイン東京	4
出席者略歴	5
主催者挨拶	6
【基調報告】 国連における「慰安婦」問題審議の状況／横田洋三	7
パネルディスカッション	19
[パネリスト]	
橋本ヒロ子 十文字女子学園大学社会情報学部助教授	
和田春樹 東京大学名誉教授	
横田洋三 東京大学法学部教授	
伊勢桃代 アジア女性基金専務理事・事務局長／進行	
会場参加者との意見交換	31
●アジア女性基金 フォーラムイン札幌	42
出席者略歴	43
主催者挨拶	44
【基調報告】 アジア女性基金の取り組みと直面する問題／和田春樹	46
パネルディスカッション	57
[パネリスト]	
和田春樹 東京大学名誉教授	
竹村泰子 参議院議員	
青木隆直 北海道新聞外報部次長	
伊勢桃代 アジア女性基金専務理事・事務局長／進行	
会場参加者との意見交換	69
アンケート結果	85

女性と人権
Women and Human Rights
— アジア女性基金の取り組み —
AWF's Issues and Activities

■1998年11月10日(火) ■国際連合大学 国際会議場



PROFILE

パネリスト略歴

(発言順)



よこた ようぞう

横田洋三 東京大学法学部教授

国際法、国際経済法、国際組織法を専門とする。コロンビア大学客員教授、国際基督教大学教授を経て現職。国連人権小委員会（正式名称：国連差別防止・少数者保護小委員会）代理委員。1996年まで、国連人権委員会ミャンマー担当特別報告者。おもな著書に『20世紀と国際機構』『国際社会と法』など。



はしもと

橋本ヒロ子 十文字女子学園大学社会情報学部助教授

女性政策を専門とする。国立婦人教育会館情報交流課長、ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）事務局、農村都市開発部開発と女性課社会問題担当官を経て、1996年より現職。最近の著作に『男女平等基本法と国内機構』など。



わだ はるき

和田春樹 東京大学名誉教授

ロシア・ソ連史、北方領土問題、北朝鮮現代史を専門とする。韓国民主化運動支援、^{キム デジュン}金大中氏（現韓国大統領）救命運動、朝鮮植民地支配反省国会決議を求める運動など、さまざまな市民運動に尽力。1998年まで東京大学社会科学研究所長。おもな著書に『北の友南の友』『歴史としての社会主義』『朝鮮戦争』『北朝鮮——遊撃隊国家の現在』など。



い せ ももよ

伊勢桃代 アジア女性基金 専務理事・事務局長

1969年より国連経済社会開発部門に勤務。国連大学事務局長、本部人材管理局部長、同専門官部部長を務める。とくに高・中危険度の紛争地域でのPKO活動に資する国連人材育成に携わり、北アイルランド紛争地域での国際研修会議の議長や国連システム行政問題協議委員会副委員長および同研修小委員会委員長を務める。1997年8月より現職。

主催者挨拶

伊勢桃代 (アジア女性基金専務理事・事務局長)



司会 それでは、アジア女性基金フォーラムイン東京、題しまして、「女性と人権についてのアジア女性基金の取り組み」を開会させていただきます。まず最初に、主催者を代表しまして、アジア女性基金専務理事で事務局長でもあります伊勢桃代よりご挨拶申し上げます。

伊勢 お集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうはとくにお若い方が多いようで、非常にうれしく思います。この会の開催目的からお話し申し上げますと、アジア女性基金が3年目を迎えましたので、これまでの取り組みと問題点といったものを皆様の前にご報告をしながら、ご意見もうかがって、いろいろ考えていく機会をつくりたいということです。

アジア女性基金には、柱となる3つの事業があります。1つは「償い事業」です。そして、第2は「歴史の教訓とする事業」、第3に「今日的な女性問題への取り組み」です。これら3つの事業のくわしい内容は、後ほどのパネリストによります討論のなかでふれられると思います。きょうはその討論のあとに質疑応答も予定していますので、ご質問のある方はそのときによろしくお願いいたします。

今年1948年に採択されました「世界人権宣言」の50周年目に当たります。そこで、国連の動きというものも非常に大事になってきました。きょうは基調講演としまして、とくに焦点を人権小委員会に提出されましたマク

ドゥーガル報告について横田先生にお願いしています。

横田先生は現在、東京大学の法学部の教授で、ご専攻は国際法、国際経済法、国際組織法です。先生は広く国際的にご活躍でして、コロンビア大学の客員教授でしたし、国際基督教大学の教授もなさっておりました。また、世界銀行法務部で法律顧問としてさまざまな法律的な業務にも携わってこられました。国連人権小委員会は、その正式な名称を「国連差別防止少数者保護小委員会」といいますが、その代理委員も務めておられます。1992年から1996年までは、国連人権委員会のミャンマー担当特別報告者としてもご活躍でした。おもな著書として、『20世紀と国際機構』『国際社会と法』などがあります。

ここでちょっと申し上げておきたいのは、横田先生の国際的な人格というもの、いま携わっておられるお仕事とマッチして非常にすばらしいものになっていることです。横田先生の英語はまさに「美しい」と表現できるほどのものでして、それを使ってコミュニケーションを上手にはかっていらっしゃいます。それから、お人柄です。法律がご専門ですが、人間としての倫理観、哲学をおもちです。そうした方が国際的にご活躍されるということ、いつも私はありがたいと思っています。

それでは、横田先生よろしくお願いいたします。

【基調報告】

国連における「慰安婦」問題審議の状況

横田 洋三
(東京大学法学部教授)



横田　　こんばんは、横田でございます。いま、アジア女性基金の伊勢事務局長から過分のおほめをいただきましたが、おっしゃるような立派な仕事をしているとはまったく自分では思っておりません。きょうは若い人たちもいらっしゃいますが、私も若いころは皆さんと同じような学生でしたし、そのあと少しずつ勉強をし、少しずつ経験を積んで今日やっとここまでたどり着いたという感じです。

国際法と「慰安婦」問題

私は7、8年前から「慰安婦」の問題にかかわるようになりました。いまから10年ほど前に国連の差別防止少数者保護小委員会という人権に関する専門家委員会の代理委員に選出されまして、そこで1991～2年ごろからこの「慰安婦」問題が提起されるようになりました。私も日本に関係することでもありますので、一生懸命勉強しながら今日に至っております。ですから、決して特別なことをやっているわけではありません。じつはこの問題は専門の国際法と深いかわりをもちますので、国際法の学者として、そしてまた人権の問題を扱う専門家の人として、やはりこの問題と真摯に取り組まなければいけないという気持ちで今日まできているということです。

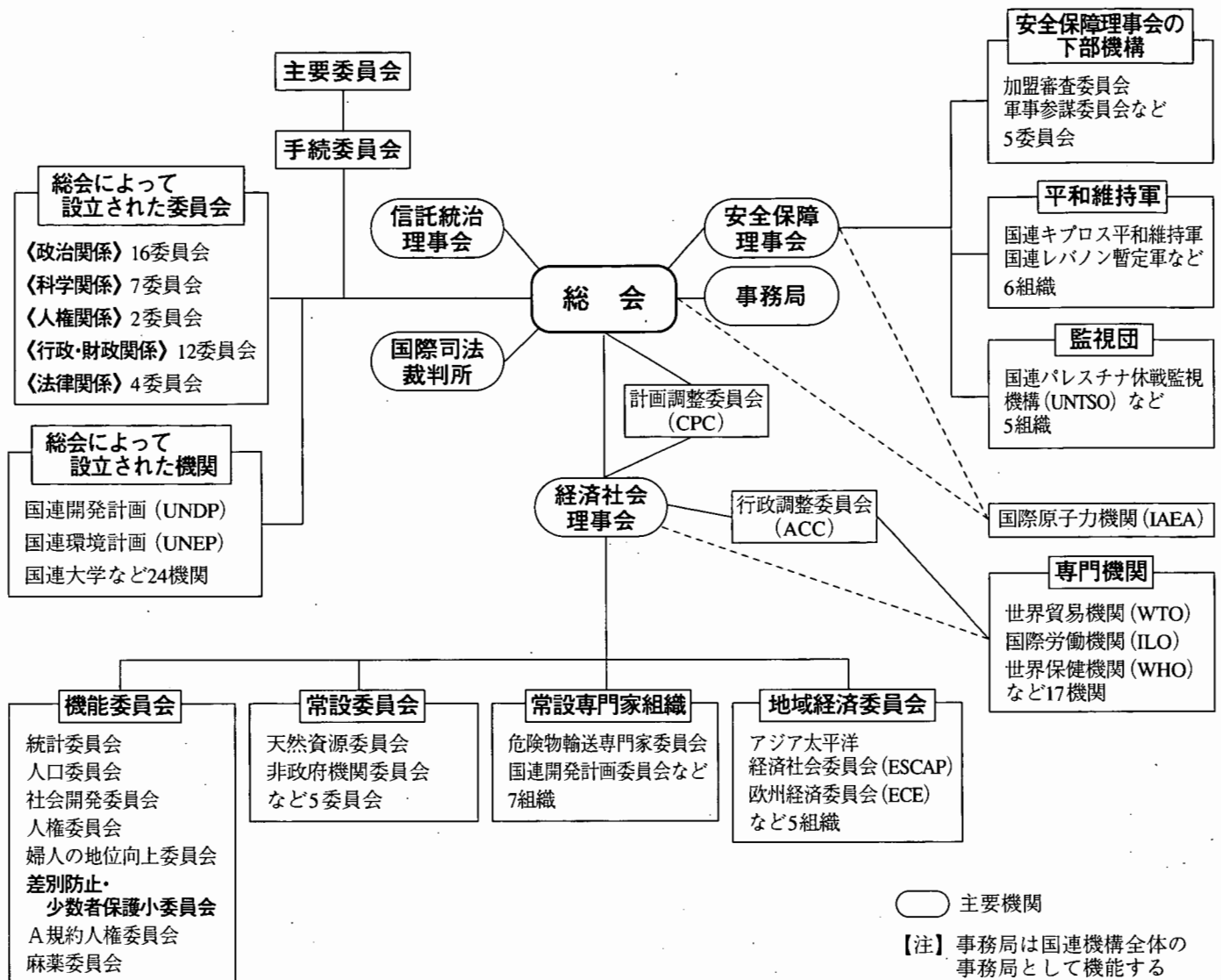
「慰安婦」の問題は、ご存じのとおりある意味では「政治化」している部分があります。しかし、政治化しているからといって、この問題から目をそらしてはいけ

ません。また、政治化しているからといって、政治のレベルだけで議論を続けていてもいけないというのが私の考えです。私は国際法の専門家でありますから、その部分については国際法学者として、やはり冷静な分析と判断をしなければいけないと感じております。

このような人権侵害に対する、人間として当然の憤り、そしてまた被害者に対しては、同情ではなく「連帯」ということばを使ったほうがいいと思いますが、同じ立場に立って被害者と一緒に、今後はこういうことが起こらないように、そしてまた被害者が直面しているいろいろなむずかしい問題に連帯して立ち向かっていくという姿勢は失ってはいけない、そういう考えでこれまでこの問題に取り組んできましたし、これからも取り組んでいきたいと考えています。

国連の間ではこの「慰安婦」問題は、毎年いろいろなかたちで扱われてきました。今年とはとくにマクドゥーガルという特別報告者による報告書が提出されました。付属書のかたちですけれども、この「慰安婦」問題について、とくにその法的な側面について詳細な分析を行った文書が出されました。日本の新聞でもかなり大きく扱われて、『読売新聞』などは社説にまで取り上げていました。この報告書に基づいて、私が出席しておりました人権小委員会、これはジュネーブで8月に開催されましたが、そこで審議・討議が行われましたので、そのあたりのことを中心に皆さまにご紹介して、この問題が国

■ 国際連合機構図 (抜粋)



際社会でどう扱われているかということを正確に理解していただきたいと思います。

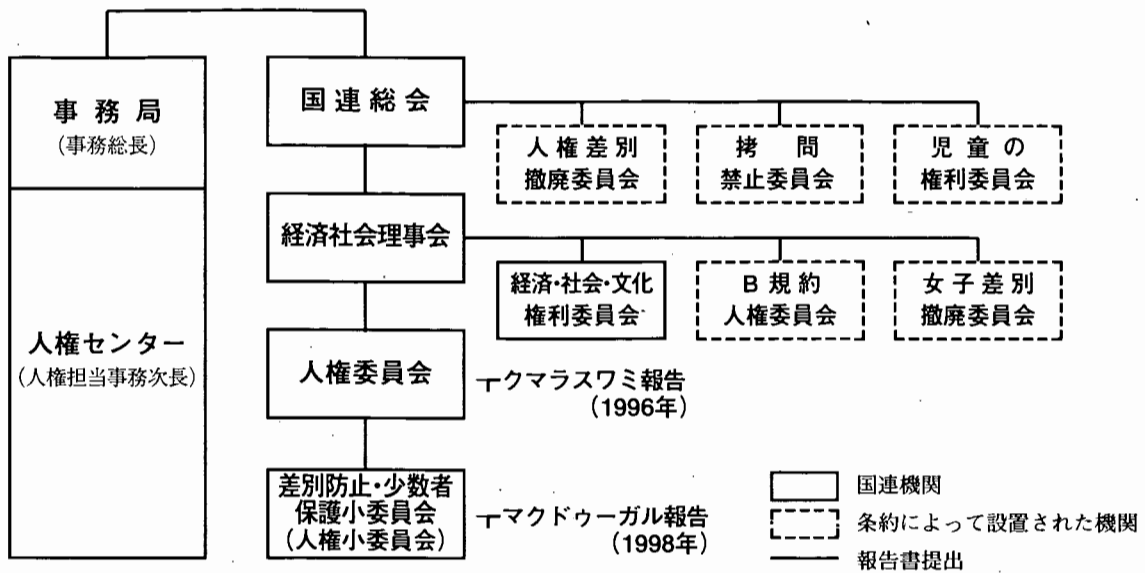
この「正確に理解」という部分がじつは重要です。これまで「従軍慰安婦」問題については、国連の場で議論されたことが、必ずしも正確に日本の国内や韓国の国内、あるいはフィリピン、台湾、そのほかの関係者のおられる国や地域で、正確に伝わっていない、正確に報道されていないということを痛感しております。4、5年前に比べますと、今年のマクドゥーガル報告書に対する報道や説明は、かなり事実になんて近づいてきましたが、それでも私が現場で体験したこととのあいだにやはり大きな開きを感じます。皆さまにできるだけ正確にお伝えして理解

していただき、そのうえでどういう立場を取るかということは、もちろんお一人お一人の判断だと思います。私も私なりにいろいろな意見をもっていますが、きょうはジュネーブで開催された人権小委員会の場で、マクドゥーガル報告書をめぐってどういった議論がなされたのかを正確にお伝えするようにしたいと思います。

マクドゥーガル報告書の位置づけ

まず、マクドゥーガル報告書をどういう性格のものとしてとらえるかという視点があります。そのことを理解するためには国連の人権に関する組織がどのようになっているのか、つまり組織の位置づけから始めなければなりま

■ 人権の問題を扱う国連ならびに条約機関



せん。

国連の組織は6つの主要機関で構成されています。その機関とは総会、経済社会理事会、信託統治理事会、安全保障理事会、事務局、そして国際司法裁判所です。私が代理委員として参加している人権小委員会と申すのは、経済社会理事会の補助機関のなかにあります。経済社会理事会には機能委員会という組織がいくつかありまして、統計委員会、人口委員会、人権委員会などがあります。人権委員会は国連に加盟している国ぐにのなかから、経済社会理事会が選んだ53カ国によって組織されています。これは政府間機関と申しまして、政府の代表が集まって審議をする機関です。この人権委員会のなかに差別防止・少数者保護小委員会があります。これを通常「人権小委員会」と呼んでいるわけです。人権小委員会は26人の政府代表ではない専門家によって構成されている委員会です。

つまり、総会→経済社会理事会→人権委員会→人権小委員会という系列に位置づけられるわけです。ちなみに、総会は185の加盟国で構成され、経済社会理事会は54カ国の加盟国の代表、人権委員会は先ほど言いましたように、53カ国の代表で構成され、人権小委員会は26人の専門家

で組織されています。これらは、下から順番に上のほうに権威があります。つまり、下の機関が決めたことを上の機関は覆することができるという意味では、この順番はちょうど上下の権限関係にもなっているということです。

また、これとは別に通常「条約機関」と呼ばれる組織もあります。たとえば、子どもの権利条約委員会、それから女子差別撤廃条約委員会といったものが、国連の周辺に人権関係の機関として位置づけられています。きょうお話しする人権小委員会とはこういう位置づけのなかにあります。このことは何を意味しているかと言いますと、じつは国連の組織のなかで、安全保障理事会が安全保障のために下す決定以外の決議は、加盟国に対しては勧告しか出せないことになっています。したがって、加盟国を法的に拘束する権限は総会にも、経済社会理事会にも、人権委員会にも、人権小委員会にもありません。それぞれの機関がいずれも加盟国に対しては拘束力のある決定を下す権限はもっていないということです。

それでは何も意味がないのかと言え、そうではなくて、やはりこういう国際的な機関においてある問題が審議され、そしてそこで意思が固まって、国際社会の1つ

■ マクドゥーガル報告の法的論点

1. 「慰安所」の設立・運営に関する日本政府の関与はあった
2. この日本の行為は (1) 現代的奴隷、(2) 戦争犯罪としてのレイプ、(3) 人道に対する罪に当たる
3. 人道に対する罪の遡求的適用は可能
4. 韓国、北朝鮮の人も国際法の保護の対象
5. 個人の国際法上の刑事責任を追求することは可能
6. 人道に対する罪については時効適用なし
7. 被害者に対しては国家による賠償が必要
8. 個人による民事請求の可能性もある
9. 平和条約等2国間条約によっては元「慰安婦」の請求権は放棄されていない
10. 賠償と処罰のメカニズムを国連人権高等弁務官と日本政府が作るよう勧告

の考え方として決議が下されますと、それはそれで1つの意味(政治的権威)をもってきます。意味をもってきますけれども、絶対に従わなければいけない法律であるとか、命令であるのとらえるのは、現在の国連の権限ということから言えば、間違いだということです。これらの機関が下した決議、これは重要ですけれども、依然として加盟国を拘束する力をもってはいないという構図になっています。

クマラスワミ報告書とのちがい

さて、今度はマクドゥーガル報告書の具体的位置づけのお話をしましょう。マクドゥーガル報告書が出る2年ほど前にクマラスワミ報告書というのが出ました。これも日本では新聞でも大きく取り上げられましたし、「慰安婦」問題にかかわる人たちは必ずこのクマラスワミ報告書というものに言及していました。そこで、クマラスワミ報告書と今回のマクドゥーガル報告書とのちがいをまずみておきたいと思います。

先ほど人権小委員会をご紹介するときに、国連総会→経済社会理事会→人権委員会→人権小委員会というように縦に並んでいるとお話ししましたが、2年前に出されたクマラスワミ報告書は、上から3番目の人権委員会に対する報告書です。今回出たマクドゥーガル報告書というのは、もう1つ下の人権小委員会に対する報告書になっています。まずこのちがいがあります。そして、先ほ

ど言いましたように、人権委員会のほうが人権小委員会より権威があります。したがって、今回のものとクマラスワミ報告書とのあいだにはそれだけの権威のちがいがあるということを確認しておく必要があると思います。

それからもう1つ重要なことは、クマラスワミ報告書もマクドゥーガル報告書も人権委員会に対する審議の材料を提供するものであるということです。つまり、クマラスワミ報告書がそのまま人権委員会の報告書になるわけではありません。それはまったく別物です。あくまでも人権委員会の審議のために材料を提供しているものです。したがって、今度のマクドゥーガル報告書も人権小委員会に対する審議の材料を提供するものとして出されているものなのです。

それでは、最終的にこういう機関で何が重要な文書になるのかと言いますと、それはそれぞれの機関で下される決議です。英語ではResolutionとっています。この決議のかたちになって初めて、その機関(人権委員会なり人権小委員会なり)が何かを行ったということになります。それまではすべてが材料の提供であり、後でご説明しますけれども、人権小委員会のなかのいろいろな人の発言の1つ1つが審議に加わっているということであって、その結果として出てくる決議そのものが最終的には重要な意味をもってくるというわけです。

ですから、マクドゥーガル報告書が出たということで、その内容についてあれこれ議論することはかまいません

が、それをもって国連の行動、国連のアクションととらえると、マクドゥーガル報告書の性格を誤解していることとなります。あくまでも、その材料をもとに人権小委員会が何を決めたかということが重要なのです。しかも、人権小委員会が決めたことが上の人権委員会に送られても、そのまま通るとは限りません。覆されることもしばしばあります。たとえば、天安門事件のときには人権小委員会のほうで中国に関する決議を採択しました。けれども、それが人権委員会のほうに行くと、それは採択されないということがありました。そういうふうに入権小委員会を出された決議が、最終的に国連そのものの行動になるとは限らないという性格をもっているわけですね。こういうかたちで出てきた文書だということを正確に理解したうえで、その文書の中身を検討する必要があると思います。

それでは、こういう文書は何も意味がないのかと言えば、決してそんなことはありません。特別報告者として選任された人は、それなりにこれまで専門の分野、たとえば、人権や女性の権利といった分野でしっかりとした実績のある、国際的にも尊敬されている法律の専門家であり、人権の専門家です。そういう人が時間をかけて、いろいろな資料を集めて報告書をまとめるわけですから、それなりに権威のあるものです。しかし、そうであったとしても、それは国連そのものの行動とは異なるということを正確にとらえておく必要があります。

クマラスワミ報告と今回のマクドゥーガル報告のちがいでについても少しみておきたいと思います。クマラスワミ報告というのは、スリランカのクマラスワミさんという女性の法律の専門家が、「女性に対する暴力」というテーマの特別報告者になっていまして、その権限の範囲内で報告書を書きました。この「女性に対する暴力」というテーマの特別報告者は、ずっと継続する任務です。したがって、クマラスワミさんは「女性に対する暴力」というテーマのなかで、1996年には付属文書のなかで「慰安婦」の問題についての分析を加えました。そしてまた、別の問題について、家庭内暴力であるとか、あるいは現在進行中の旧ユーゴスラビアにおける女性に対する暴力などというテーマについて、クマラスワミさんは分析を加えるという作業を今後継続してやっていくことになります。

それに対してマクドゥーガルという人は、この人も女性でアメリカの弁護士ですが、彼女は「紛争下における組織的強姦、性的奴隷制および奴隷制類似の取り扱い」という長い名前のテーマの特別報告者になっています。皆さんのなかには、それを聞いて何となく似通ったテーマだなという印象をもたれたと思いますが、この2つのテーマは重なる部分があります。重なっているから、二人とも「従軍慰安婦」問題を扱ったと言えるかもしれせん。

クマラスワミさんのほうが大きいテーマです。「女性

に対する暴力」。これに対してマクドゥーガルさんの報告は「紛争下における」という限定があります。それから、「組織的強姦、性的奴隷制および奴隷制類似の取り扱い」という限定があります。ですから、クマラスワミさんの「女性に対する暴力」という広いテーマのなかの一部をマクドゥーガルさんが扱っているというかたちになっているわけです。それで、たとえば「従軍慰安婦問題」のようなテーマになりますと、両方ともかかわってくるものですから、二人の特別報告者がともに扱ったというわけです。

もう一つ、マクドゥーガル報告書について説明しておくことがあります。それは、マクドゥーガルさんの特別報告者の任務は今年までという期限がついていることです。したがって、今回の報告書が最終報告書で、本来ですともう来年は彼女の報告書は出てこないこととなります。しかしながら、今年の決議で重要なテーマであるのでもう1年、マクドゥーガルさんの任務を継続させるよようにということを入権小委員会で決議しました。私もその決議の提案者の一人として名前を連ねましたので、1年延長に賛成したことになります。

しかし、これは先ほど入権小委員会についての組織図でもご説明しましたように、上に送って入権委員会のほうでどういった判断を下されるのか、まだわかっていません。入権委員会は来年の3月半ばぐらいから4月にかけて開催される予定ですが、その場で入権小委員会から上

がってきた決議がどう審議され、どういった決議が下されるかによって、その状況が変わってくるというわけです。

マクドゥーガル報告書の内容

それでは、次にマクドゥーガル報告書の中身についてお話ししたいと思います。報告書は英文で62ページのもので、前半の37ページまでが「紛争下における組織的強姦、性的奴隷制および奴隷制類似の取り扱い」というテーマに関する一般的な報告書になっています。そして、38ページから62ページまでが付属書というかたちになっていて、日本のいわゆる「従軍慰安婦」問題についての法的な分析になっているわけです。量的にはかなりのページ数をさいていることがわかります。ただ、取り扱いとして付属書、英語で言いますと、Appendixになっておりまして、やや本文とは違った取り扱いになっています。このことも一応注意しておいたほうがよいでしょう。

(1) 報告書の経緯

この取り扱いの経緯を説明しますと、マクドゥーガルさんはもともとこのテーマの特別報告者ではありませんでした。同じアメリカ人でマクドゥーガルさんの前に委員であったリンダ・シャベスさん、この人も女性ですが、この方が同じテーマの特別報告者にまず選ばれ、そして、

第一報告書、つまり予備的な報告書をすでに書いておりました。その予備的報告書のなかで「慰安婦」の問題は重要な問題なので、歴史的に重要な事例として扱うという立場をはっきりさせて、それほど詳しい分析はしていませんけれども、数ページをさいて分析を加えているわけです。

しかし、リンダ・シャベスさんはその後、人権小委員会の場で「『従軍慰安婦』の問題は歴史的な1つの事例として扱った。これからは、自分に与えられた一番重要な任務である、現在起こっている紛争下の女性に対する暴力、組織的強姦、性的奴隷制というものを扱いたい」と、おっしゃっていました。ところが、リンダ・シャベスさんは共和党の大統領によって推薦された人だったので、アメリカの大統領が共和党から民主党に変わったことによって交替することになりました。そこで推薦されて出てきた人が、マクドゥーガルさんというわけです。彼女は同じアメリカ人のリンダ・シャベスさんが特別報告者であったので、自分がそれを引き継いでやりたいということで、今年最終報告書を提出したと、こういう経緯になっています。

したがって、マクドゥーガルさんはリンダ・シャベスさんがある程度設定した問題の枠から大きく外れることはできませんでした。その結果として、「従軍慰安婦問題」は付属書というかたちで扱われることになったわけです。前半の37ページまでの、一般的な紛争下における

女性に対する暴力の問題は、重要なテーマがいろいろ扱われていますけれども、きょうの報告では割愛させていただきます。付属書 (Appendix) に記載してあります「従軍慰安婦問題」についての分析、そのところだけを報告したいと思います。

報告の内容の要点を1から10にまとめてみました。

(2) 報告書の要点

まず第1に、慰安所の設立・運営に関する日本政府の関与、これはあったということをまず認定しています。

次に、日本の行為は3つの犯罪に該当するという結論を出しています。その1つは現代的な奴隷制であったということ、2つ目は戦争犯罪としてのレイプであったこと、そして3つ目は人道に対する罪であったということです。

そして大きな3番目ですけれども、人道に対する罪については、遡及的適用が可能であると結論づけています。これは何を意味しているかと言いますと、第二次世界大戦中、あるいはそれ以前の国際社会においては、ここで言われているような慰安所を設置して運営する、そこに若い女性を本人の意思に反して連れてきて、性的な奉仕に従事させることは、国際的な犯罪であるということを経験的に立証することは非常にむずかしいが、第二次世界大戦後に発達した国際法、とくに人権の国際法、あるいは国際人道法という考え方の枠のなかでは明らかに犯

罪になる。それを第二次世界大戦中およびそれ以前の時代に遡って適用できるかどうか、これが人道に対する罪の遡及的適用の問題です。

日本政府は、こういう遡及的な適用はできないという立場をとっているわけですが、これに対してマクドゥーガルさんは、人道に対する罪については遡及的適用は可能であると報告書のなかで書いています。

続いて4番目です。韓国、北朝鮮のいわゆる朝鮮半島の出身者についても、国際法の保護の対象となると結論を下しています。この論点はどういうことかと言いますと、国際法というのは国と国のあいだの関係を規律する法です。それから国際人道法というのも、やはり戦争の場合に、相手国の国民を人道的に扱わなければいけないということを規定しているわけです。そうしますと、つねに保護の対象は相手国の国民ということになります。

ところが、第二次世界大戦前から第二次世界大戦中に起こった出来事のなかで、朝鮮半島の出身者が被害者だったことについて、これが国家間の関係で生じたものであったかと言いますと、ご存じのとおり朝鮮半島は日本の植民地になっていましたから、かたちの上では日本の領域の一部であり、朝鮮半島出身者は実際はいろいろな差別を受けていましたけれども、外国人ではなくて日本国民という枠のなかでとらえられていました。そうしますと、国際人道法や国際法上の奴隷の禁止、その他の国際法の規定のもとで、保護を与えられる対象ではなかつ

たのだという議論があるわけです。これに対してマクドゥーガルさんは「いや、そうではない。朝鮮半島の出身者も国際法の保護を受けるのだ」と、主張しているわけです。

それから5番目に、個人の国際法上の刑事責任を追及することは可能であるということを書いています。国家は責任をとるけれども、個人は責任をとらないというのが伝統的な国際法のもとでの理解でした。これに対して第二次世界大戦後、たとえば、戦争犯罪人というかたちでニュールンベルグ裁判、東京裁判などで個人が裁かれ、処罰されました。死刑になった人もいます。そういう例を引用しつつ、個人の国際法上の刑事責任追及は今日の国際法のもとでできるのだということをマクドゥーガルさんは主張しています。

6番目に時効という問題があります。日本の場合、たとえば、殺人罪であっても一定の年数を経ますと時効になります。民法でもやはり同じような考え方があります。第二次世界大戦中に起こったことが、仮にそのとき違法であったとしても、もうすでに50年以上も過ぎた時点ではこれは時効で、もう処罰はできない、責任追及もできないという考え方がありますが、人道に対する罪に対しては時効を認めないというのが、第二次世界大戦後に発達した国際法の原則だと言われています。これはとくにナチスの戦争犯罪人を追及するために主張され、そしてそれが国連の決議にまでなった原則です。この原則を基

礎に人道に対する罪については第二次大戦中の、いまから50年以上前に起こったことであっても訴追ができる、つまり時効は適用しないとマクドゥーガルさんは言っています。

それから7番目は、被害者に対しては国家による賠償が必要であるとする点です。被害者がいてそれに対して何の責任もとらないというのはおかしい。法律違反を犯した人、団体あるいは国家は、被害者に対して賠償を支払って被害者を救済する義務があると主張しています。

8番目は、仮に刑事的な責任を追及できなかつたとしても、民事上の請求権は被害者個人にあるという主張です。これは現実には東京や下関の裁判所などでつい先日あいついで判決が出されています。強制労働の被害者についても出されていますが、韓国や中国、あるいはフィリピンの元「慰安婦」だった人たちから訴訟というかたちで訴えが提起されています。最近出ました東京地方裁判所の判決では、訴えたほうが敗訴していますが、まだこれは確定判決ではなくて、控訴されていますので高等裁判所、重要な問題ですから場合によっては最高裁判所までいく可能性のある、そういう事件になっています。マクドゥーガルさんは民事請求の可能性もあると書いていますが、これはもう現実に行われていることです。

9番目には、平和条約および同種の2国間条約によって、元「慰安婦」の請求権は放棄されているのであるという主張について書かれています。これは日本政府も何度か

主張しているポイントですが、マクドゥーガルさんは、2国間条約によって放棄されているのは国家の請求権であって、個人の請求権ではないと結論づけています。

最後に、10番目としてマクドゥーガルさんは、この法的にはっきりしている日本の責任、そして被害者の救済、こういうことをきちんと行うメカニズムが必要であるということで、国連人権高等弁務官の責任として、日本政府と一緒に賠償と責任者の処罰のメカニズムをつくる必要があるということを勧告しています。

以上が、マクドゥーガル報告書の重要なポイントです。

人権小委員会での審議

そこで、このマクドゥーガル報告書について、人権小委員会では今回どのような審議がなされたのかについて、最後にまとめたいと思います。

先ほどもご紹介しましたように、人権小委員会は26人の専門家によって組織されている機関です。ところが、この人権小委員会には政府の代表がオブザーバーというかたちで参加しています。また、とくに人権に関心のあるNGOもオブザーバーとして参加しています。そしてこの「従軍慰安婦」問題だけではなくて、さまざまな問題について、政府のオブザーバーもNGOのオブザーバーもいろいろなかたちで発言します。この発言は委員のあいだでの審議を助けるための材料を提供するものだととらえられています。したがって、そこでもよく新聞が人権

■1998年人権小委員会においてマクドゥーガル報告に関して発言したNGO

教育審議会
国際民主法律家協会
パックス・ロマーナ
リベレーション
アジア女性の権利審議会
民主的青年世界連合
南北21

国際キリスト教連帯
反差別国際運動
国際反奴隷
世界友和会
欧州国際関係連合
世界キリスト教協議会
改革派教会世界同盟

小委員会の場でNGOがこういう発言をした、ある国の代表はこういう発言をした、それでその委員会で問題が取り上げられたという報道をしますが、それは正確ではありません。あくまでも人権小委員会は委員によって構成されているものですから、委員の発言は取り上げられたと言えますけれども、オブザーバーの発言は材料を提供したと考えるべきだと思います。そういうものとしてみる必要がありますが、それはそれとして、国のオブザーバーがどういう発言をしたか、あるいはNGOのオブザーバーがどういう発言をしたかについても、ごく簡単にご紹介しようと思います。

国の代表については、このマクドゥーガル報告書との関係では韓国、フィリピン、日本の代表が発言しました。韓国の代表は、アジア女性基金では被害者にとって対応が不十分、不適當である、日本はこの問題について法的責任を取るべきであるという主張をしました。そして、マクドゥーガル報告が人権高等弁務官に対して、この問題に関与するようにと勧告していることを歓迎するという発言をしました。

フィリピンの政府代表は、道義的責任から日本の政府が対応していることに、フィリピン政府としては協力している。そして、タスク・フォースを通してアジア女性基金の活動に協力している。具体的には、被害者への償い金をお渡しする事業や、あるいは、ユニセフやESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)などとともに現代の女

性問題に関するセミナーの開催などを行っているという発言をしました。

日本政府の代表は、マクドゥーガル報告書を一応歓迎しました。ただ、付属書の分析や結論については、日本政府は異なる意見をもっているということを発言しました。そして、人権委員会や人権小委員会での過去におけるこの問題についての審議をふまえて、日本政府はこれまで道義的な立場から謝罪をするとともに、アジア女性基金を通して事業を行っているということで、過去1年間に行ってきた事業の詳細を説明しました。この点については後で、アジア女性基金がこの1年くらいのあいだに何をやってきたかということを経営の関係者から説明がありますので、ここではこれ以上詳しくは述べません。

これに対して、いわゆる人権のNGOがいろいろな発言をしました。合わせて14のNGOがマクドゥーガル報告書に関連して発言しましたが、このなかで、国際民主法律家協会、それからリベレーション(解放)、世界友和会、アジア女性の権利審議会、それからキリスト教の改革派教会世界同盟、この5つが「慰安婦」問題にとくに言及し、日本政府の対応は十分ではない、もっと被害者のために思って法的な責任を認め、法的な謝罪と賠償をすべきであるという内容の主張をしました。

ところで、残りの9つのNGOはマクドゥーガル報告書について、いろいろ発言しましたがけれども、付属書のほうの「慰安婦」問題にはまったく触れませんでした。む

しろ、こういうNGOのなかには、他に女性に対する暴力、とくに戦時における女性に対する暴力の問題が、現在深刻に起こっているとして具体的な国の名前をあげました。

たとえば、スーダン、インド、サウジアラビア、フィリピン、スリランカ、インドネシア、メキシコ、こういう国で現在起こっている紛争下の女性に対する組織的な強姦、性的奴隷制などに対してもっときちんと分析のメスを入れるべきであるという発言をしました。

ところで、人権小委員会というのは先ほどお話ししましたように、26人の委員で構成されていますので、その委員たちがどういう発言をしたのかということが最も重要な意味をもつわけです。人権小委員会では8人の委員が発言しました。そのうちの4人、具体的に言いますと、エチオピアのイメールさん、ノルウェーのアイデさん、アメリカのワイスプロットさん、さらにルーマニアのマキシムさんは、マクドゥーガル報告書そのものについてはかなり詳しい分析を加えましたけれども、「慰安婦」問題を扱っている付属書には一切触れませんでした。

付属書に触れたのは次の4人です。まず、モリシャスから新しく委員になったシーク・ユエンさんです。この人はかなりの時間を使って、「慰安婦」問題は非常に重要な問題であると説きました。現在の旧ユーゴ、ルワンダ、あるいはこれから作られようとしている国際刑事裁判所 (ICC) などの国際的な動きをふまえると、「慰安婦」

問題にはきちんと対応しておかなければいけないという発言をしました。

それから、2番目には中国の^{ファン}黄さんが、日本政府は法的な責任を取るべきである。アジア女性基金は政府に代わって責任を取ることはできない。したがって、アジア女性基金があること自体には文句をつけないけれども、それで政府の責任は終わったと考えてはいけないという発言をしました。

また、韓国の^{パク}朴さんは、マクドゥーガル報告の、とりわけ、付属書の勧告というものを現実的な提案であるとして評価し、支持するという発言をしました。

もう1人、ギリシャのダエスという女性の委員、彼女は古くからの委員ですが、こういう発言をしました。マクドゥーガル報告を心から称賛するけれども、付属書については私は意見を異にします。第二次世界大戦中にはいろいろなことが起こりました。自分自身のギリシャの村も焼かれて多くの人が死にました。世界人権宣言採択50周年を祝う今年、いろいろな人権問題をいつまでも対立によって継続することは賢明ではありません。むしろ和解により解決の道を選ぶべきだと思います。日本政府は実質的に前向きのことを行っているのだから、それは評価すべきだと考えます。こういう発言でした。

4人の委員が「慰安婦」問題に触れ、あとの4人は「慰安婦」問題には一切触れないというかたちで委員会の審議は終わりました。では、最終的にはどうであったかと

言いますと、「慰安婦」問題の決議というのは、これまでも1つありませんでした。ただ、現代的奴隷制についての5、6ページの決議のなかで、2、3パラグラフほど「慰安婦」問題に触れた部分があるというのが、これまでの人権小委員会の決議のあり方でした。今年は奴隷制作業部会に関する決議、現代的奴隷制に関する決議から「慰安婦」問題への言及が一切なくなりました。

立場で異なるマクドゥーガル報告書の解釈

それからもう1つ。今年はマクドゥーガル報告が出まして、それについての決議というのが出ました。これも2ページぐらいのいろいろな問題に触れた決議ですが、このなかでも「慰安婦」、あるいは日本の第二次大戦中の行動について言及する文章は、1つも存在していません。したがって、人権小委員会がいろいろな審議の結果、どういう結論を出したかと言いますと、「慰安婦」問題についてはまったく言及がなかったというのが今年の審議の結果であったわけです。

これをどのように評価するのかについては、立場によっていろいろだと思います。言及されなかったということは、「慰安婦」問題について人権小委員会は決して何もなかったわけではないというトーンの解釈をしている人もいます。それから、マクドゥーガル報告書を歓迎するという文章があり、付属文書も歓迎しているのだから、やはり「慰安婦」問題についてのマクドゥーガルの

勧告は、人権小委員会によって歓迎されたのだという解釈をする人もいます。立場によっていろいろだと思いますけれども、いまご紹介した2つの解釈は人権小委員会の決議の解釈としては、やや無理があると私自身は思っています。なぜなら、特別報告者の報告書が提出された場合、その労をねぎらい感謝したり歓迎したりする文言を関係する決議に含めることは、ごく一般的な慣行となっているからです。

以上、少し時間が超過しましたがけれども、マクドゥーガル報告書が今年の人権小委員会でどう審議されたかということをご報告しました。どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)

PANEL DISCUSSION

パネル ディスカッション



伊勢　これから、パネルディスカッションに入らせていただきます。まず、パネリストをご紹介します。和田春樹先生です。現在東京大学の名誉教授でいらっしゃいます。ご専門はロシア・ソ連史、北方領土問題、北朝鮮現代史でございます。先生は非常に長く市民運動、市民活動をやってこられまして、韓国民主化運動支援、とくに金大中^{キム・アジュン}現韓国大統領の救命運動、それから朝鮮植民地支配反省国会決議を求める運動など、じつにさまざまな市民運動に参加され、尽力されてこられました。1998年までは東京大学社会科学研究所の所長としてご活躍になり、いろいろな韓国の学者との交流などを実現されました。先生の著書は非常にたくさんありまして、200冊を超えますが、おもな著書としては、『北の友へ南の友へ』、『歴史としての社会主義』、『朝鮮戦争』、『北朝鮮—遊撃隊国家の現在』などがございます。きょう、ここにパネリストとして参加していただきましたのは、専門家であると同時にアジア女性基金運営審議会委員、また呼びかけ人としてご参加いただいているからです。

続いて、橋本ヒロ子先生です。現在十文字女子学園大学社会情報学部の助教授をしておられます。女性政策、女性のいろいろな面からの学問を追究しておられます。そして、国立婦人教育会館情報交流課長、ESCAP、いわゆる国連アジア太平洋経済社会委員会の事務局にも勤められて、立派なお仕事をされてこられました。とくに、農村都市開発部開発と女性課、それから社会問題担当官

というようなお仕事を国連でなさいました。最近の著作には『男女平等基本法と国内機構』があります。女性問題に関するじつに造詣の深い方でいらっしゃいます。アジア女性基金では、現在運営審議会議長として活躍してございまして、非常に立派な先生でいらっしゃるということは、私がお仕事をご一緒してつくづく感じていることです。

そして、先ほどの横田洋三先生です。ご紹介は重複しますので控えさせていただきますが、横田先生も運営審議会の委員としてアジア女性基金の事業をいろいろと指導していただく立場の先生でいらっしゃいます。

きょうはまず、橋本先生と和田先生にだいたい20分ほどの紹介のためのお話をさせていただきます。それでは橋本先生には、先ほど申し上げました「今日的な女性問題、アジア女性基金」ということでお話をお願いいたします。

今日的な女性問題への取り組み

橋本　伊勢さん、ご紹介どうもありがとうございました。先ほどご紹介がありましたように、私は現在教職に就いておりますが、それ以前に5年間ほどバンコクに本部があるアジア太平洋経済社会委員会で、文部省からの派遣職員という立場で女性問題を担当しておりました。

女性問題の担当ですから、当然人身売買や女性に対する暴力といった、とくにNGO（非政府機関）が開催する会議に参加しないとイケないわけです。NGOのほうでは

人身売買の会議には各国の大使館にも参加を依頼するわけですが、私は1度も日本の大使館の方にお目にかかったことはありませんでした。

そこで話される話題は、「慰安婦」とされた方がたに関する問題もありましたが、多く出ておりましたのは日本人を主とするアジア地域へのセックスツアーの問題ですとか、それから日本以外のアジアの女性たち、とくに東南アジアの女性たちが人身売買というかたちで日本に連れてこられ、売春行為を強制されているということが話題になります。ところが、それに対して日本の大使館の方はもちろん参加していませんし、日本政府がきちんとした対策をとってこなかったという状況で、国連の担当官としてそこに出席し、発言もできにくいという非常につらい思いでおりました。したがって、アジア女性基金が1995年に発足し、その柱の1つとして今日的な女性の人権に関する問題を取り扱うということを開きましたときには、私は本当にうれしく思い、それ以来参加させていただいております。初代の運営審議会委員長は横田先生でした。

アジア女性基金が実施しております「今日的な女性問題への取り組み」には4つの柱があります。1つは国際フォーラムの開催、2つ目は女性の人権にかかわる活動への支援、3番目は啓発活動です。啓発と言いますと上から下へという印象がありますので、意識高揚活動という内容であろうかと思っております。そして4番目にカウンセリ

ング活動です。これらにつきましてはお手元の薄いグリーン資料の10ページから紹介しておりますので、ごらんいただきたいと思います。その中で、国際フォーラムの開催にかかわるものとして、じつは先週タイのバンコクで、「女性の人身売買を廃止するためのアジア地域会議」というものを、ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）、それからILO、またIOM（International Organization of Migration）、すなわち国際移民機構という機関との共催で開いたばかりです。行動計画の策定にもかかわっておりましたので、それらの点も含めてご紹介をしたいと思っております。

(1) 国際フォーラムの開催

まず最初に、国際フォーラムの開催についてですが、これは1996年にアジア女性基金としては初めて、この会議場を使いまして「女性の人権に関する国際フォーラム」をESCAPと共催で行いました。引き続き、同じような会議を京都でも開催しております。これらの国際フォーラムでは、「女性のリプロダクティブライツ」、「女性および女兒の国際的人身売買の問題」、「夫の妻に対する暴力の問題」というようなことをテーマとして話し合いました。その報告書も出しております。

昨年はマニラで「女性と女兒に対する国際的人身売買と商業的性的搾取の廃止」に関する国際会議を開催しました。これは皆さまもご存じのように、1996年にスト

ックホルムで「子どもの商業的搾取を廃止するための世界会議」が、ユニセフ、スウェーデン政府、それにエクパットとその他のNGOの主催で開かれました。

1995年には、女性の方はご存じの方もいらっしゃると思いますが、国連が北京で「第4回世界女性会議」を開催しました。この種の女性会議では初めて女性の人権の問題、女性に対する暴力の問題、また、戦時下における女性に対する暴力といった分野が焦点になった会議でした。この背景としては、1993年のウィーンで行われました「世界人権会議」ですとか、1994年にカイロで行われました「世界人口会議」のなかで、女性の権利は人権であると明確にしたことがあげられます。と言いますのも、それまでは女性の権利は人権としてまったく見なされていなかったからです。女性団体等からの強い要求もあり、1993年ごろからやっと女性の権利も人権だということが認識されはじめたということもあるわけです。そして、「世界人口会議」では、女性が産むという行為を自分で決めることができる権利が確認されました。

こういうことを受けて、マニラで国際フォーラムを開催しました。タイの上院議員であり、政府の女性委員会のアドバイザーでもあるサイスリーさんが基調報告をしてくださいました。それから、かつて国連の児童の売買に関する特別報告官でありましたピチットさん、タイのチェラロンコン大学の法学部の教授でいらっしゃいますが、この方の基調講義などがありました。最終日には、

勧告というものをまとめました。

そして、3年目の今年は11月3日と4日の2日間、ESCAPの本部のあるタイのバンコクで先ほどお話ししましたようにESCAP、ILO、IOM、それにアジア女性基金の共催で国際フォーラムを開催しました。15カ国から参加者がありました。国際機関が国連機関も含めて7つで、NGOが19団体、合計約70名が参加しました。参加国のなかには、中央アジアのウズベキスタンも入っています。中央アジア諸国においても経済不況が続き、失業者の数が増大していくなかで、手取り早く収入を確保する方法として売春が増えているようです。このほか、バングラデイシュ、ネパール、パキスタンといった国に加えて、今回初めて中国も参加しました。それから、ミャンマー、ラオス、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイといった国も参加しました。

そして日本からは、竹村参議院議員が参加してくださいました。竹村議員は12年間女性の人権の問題に貢献しておられ、開会のご挨拶をいただきました。また、日本からのNGOとしては、「反差別国際運動」から代表の方に参加していただきました。なお、昨年マニラの会議のときには、清水澄子参議院議員が参加して下さり、基調報告をしていただいております。

(2) アジア太平洋全体会議のための足がかり

ところで、どうして地域会議を今年開催したのかとい

う理由ですが、じつはアジア地域ではいま女性や子どもの人身売買が大きな問題となっています。たとえば、ネパールの多くの女性たちがインドに連れて行かれたり、バングラディシユの女性たちがパキスタンに連れていかれたり、また、インドに連れていかれたりするという国際的な人身売買があります。さらに、国内的には農村部から都市部への人身売買もあります。それから、東南アジアではご承知のように、タイやフィリピンから多くの女性たちが日本に連れてこられています。

このような状況をふまえて、南アジア地域協力協会(SAARC)は、1998年に売春のための女性と子どもの売買を防ぎ、なくすためのSAARC条約案を策定し、来年の総会で採択される予定です。また、メコン川流域の国々にも会議を重ねています。しかし、アジア太平洋全体としては会議も開催されず、協定もまだ結ばれておりませんので、今回はそのための足がかりとしての会議という意味をもっています。

日本はアジアにおける「性産業の拠点地」だとさえ言われています。日本人男性のセックスツアーや多くのアジアの女性が日本で売春を強制されているほかに、直接的な人身売買ではないのかもしれませんが、日本の農村部を中心に嫁不足を解消するために、アジアのその他の国々からお嫁さんが、買われたのと同等のかたちで日本に連れてこられているという現実もあります。また、悪名高いと言いますか、「援助交際」という美名のもと

に行われている少女を買う行為は、国際的に大変厳しい非難をあげ、日本というのは非常に特殊な国だと思われるフシがあります。そのなかで、今回の論議が展開されたわけです。

最終日に、「人身売買を廃止するためのバンコク協定および行動計画」というものを採択しました。ただ、採択したと言いましても、先ほども横田先生がおっしゃいましたように、これがESCAPの総会で採択されたわけではありませんので、加盟国に対する強制力はありません。ただ、参加国が今後こういうことを守りながら、国内的に努力しましょうという目標にはなります。

女性問題につきましては、2000年6月にニューヨークで第4回世界女性会議のフォローアップのための国連特別総会が、5日間にわたって開催されることになっています。そのために、来年は各地域で地域準備会議というのを開きます。アジア太平洋地域でもESCAPが地域会議を1999年10月に開催することにしていますが、この「女性の人身売買に関する地域会議」でまとめた「協定及び行動計画」というのは、そのときの重要なインプットになるわけです。ですから、単なる1つの国際会議で決めたことであって、大した意義はないということではなくて、世界会議につながる地域会議に対する重要なインプットという位置づけで、評価できると思います。そして、その一端をアジア女性基金が担えたということは、非常に意義深いことだろうと思っております。

(3) 行動計画・活動支援の内容

その行動計画のなかでは、日本政府が聞かれたらハッとされるような内容も入っています。たとえば、人身売買の犠牲者には定住地を自分で選べるような権利が与えられたほうがいいのではないかとといった項目です。そのほか、人身売買の犠牲者に対するさまざまな人道的な措置を提供すべきであるとか、また、リハビリテーションといったアプローチではなくて本人自らがエンパワーして回復するような措置をとるべきではないか、あるいは犠牲者に対するスティグマタイズ、すなわち犠牲者を見下げるようなことをしてはいけないといった、100以上のいろいろな行動計画が含まれております。

2番目に、女性の人権にかかわる活動への支援についてです。私どもはNGO支援と呼んでいますが、主として日本に本拠地のある団体で、その団体が海外で活動していればその海外の活動にも支援をしています。たとえば、広報活動に対しては30万円から300万円を上限として、また、暴力などで自立を妨げられた女性たちを直接・間接に支援する人びとや団体に対しては、50万円から500万円を上限として助成事業をしております。

これまでどのような団体に助成をしてきたのかということにつきましては、これもお手元のパンフレットの11ページをごらんいただきたいと思います。このなかではいま非常に大きな問題になっております犯罪被害者に対

する精神的支援の全国的展開への準備事業、また女性のHIV・エイズの感染者への自立支援やケア・サポート、あるいはシェルターへの支援といった、さまざまな女性の人権、自立への支援事業を展開しております。

一部のNGOがこの件について、内部だけで審査をしているというような問題提起をしておられます。しかし、この支援事業の審査は、アジア女性基金に関係していらっしゃる方にもお願いしておりまして、決してアジア女性基金の内部だけで審査をしているわけではありません。審査をされる方がたのお名前を出さないということは、審査の公正を保つということだけではなく、アジア女性基金に協力的であった人たちに対して、じつは大変な中傷と攻撃があったからです。先ほどお話ししました1996年の国際フォーラムにつきましても、パネリストとしてお願いしていた方がたに深刻な中傷がありました。結局は、当日になって参加を辞退されたといういきさつもありまして、審査委員の方がたのお名前を私どもは公表はしておりません。

(4) 今日的な女性問題に関する事業

次に、啓発事業としましては、いろいろな資料を作っております。全国各地域の関係機関、たとえば、女性会館ですとか、県の女性政策課ですとか、それから、会場の入口で皆様ごらんになったかと思いますが、いわゆる「援助交際」について考えるためのハンドブックを作

りまして、これは学校などの教育関係者の方がたにお配りしております。これは非常に評判がよろしいようで、追加送付依頼も多くいただいております。

なぜ、「援助交際」が女性の人権の問題なのかと言いますと、未成年者に対する買春行為であるからです。女の子の春を買うことのルーツとしては、「慰安婦」とされた方がたも多くは少女であったわけで、行為としては似ています。女性を、とくに未成年の少女を買うということは女性の人権に対する冒 であり、女性の尊厳を損なうことであります。東京学芸大学の福富教授が実施された調査結果によりますと、「援助交際」をして、自分で自分のからだを売っている女の子たちには男女平等意識というか、女性の人権に対する意識が非常に稀薄であるということが明確になったことがあげられます。ですから、「援助交際」というのは、女の子たちが勝手にやっていることだから、女の子の自主性にまかせて放っておくのではなくて、女性の人権にかかわることだと認識させることが重要です。少女相手の「買春」をする大人に、これが重大な犯罪であることを認識してもらう必要があるのです。そのためにどのようなことをしたらよいのかをお考えいただくのに、ひとつのご参考になるのではなからうかという資料がこのハンドブックです。

そのほかにも各種資料を出しております、これもお手元のパンフレットの14ページに載せております。これまでの啓発・意識高揚に関しまして、たとえば、アジア

女性基金が翻訳した国際会議の報告書の日本語版もありますし、それから女性の人権に関する重要な英文資料の翻訳もあります。

カウンセリング活動についてはグリーンのパンフレットの13ページをごらんいただきたいのですが、これまで取り組んできましたカウンセリング活動は、直接アジア女性基金がカウンセリングにかかわるということではなくて、きちんとしたカウンセリングをなさっている団体や機関に対する援助活動が主体でありました。来年メンタルケアに関する会議を開く予定があります。これにつきましては、お手元のピンクのパンフレットにその詳細が載っております。カナダの専門家をお招きして、来年2月に東京と大阪ではシンポジウムとスキルトレーニングを開催する予定です。それに協力していただきますのは、女性に対する暴力については大変なご経験をおもちである小西聖子さん、川喜田好恵さんといった方がたです。そして、これが終わりましたら、それについての報告書を出しまして、全国の関係者の方がたにお配りする予定です。

私のほうからの報告は以上ですが、もし何か質問がありでしたらご遠慮なくどうぞ。とくに、バンコク会議につきましては、まだ終わったばかりですので、私の記憶も新しいものですから、詳しくお答えできると思います。



伊勢 橋本先生、ありがとうございました。次に、和田先生から、償い事業を中心とした問題点等をお話ししていただきます。先生、よろしく願いいたします。

アジア女性基金の「償い事業」の現状

和田 それでは、お話し申し上げます。アジア女性基金は1995年7月に発足しました。最初の1年間は準備の期間でした。まずそのあいだに国民に訴える募金を行いました。それから、償いの事業の具体的内容を決定し、さらに、総理大臣の手紙を確定していただき、理事長の手紙を書いていただくというような準備をいたしました。グリーンのパフレットに日誌などが掲載されております。

募金はおよそ1年間、1996年の6月までに約4億円を国民の皆さまから寄せていただきました。

償いの事業としては、当該国政府が被害者と認定をした人に対して事業を行うという原則が立てられました。その結果、韓国、台湾、フィリピンが対象国となったわけです。被害者1人に対して、国民からの拠金をもとに、200万円の償い金をお渡しすること、それから、各国の経済状況を勘案して医療福祉援助というものを政府資金を原資に実施すること、この場合、韓国、台湾は1人300万円規模のものを5年間で実施すること、フィリピンはそれより少ない規模のものとするということが決定されました。

(1) フィリピンの場合

こうした1年間の準備に基づいて、ちょうど1年後の1996年8月16日、フィリピンのロサ・ヘンソンさんほか3名の方がたに対するお届けから事業の実施が始まったわけです。フィリピンでは、まずアジア女性基金が新聞に事業開始の公示を行いました。フィリピンでは、基金に反対し、日本政府に国家補償を求めている団体、リラ・ピリピーナが活動していますが、この団体はロサ・ヘンソンさん以下、基金を受け入れたいという意思を表明した犠牲者に対しては、これを援助するという決定を下しました。そして、これらの方がたが申請の書類を整える援助をしてくださいました。

書類の提出を受けたフィリピン司法省が面接審査を行いまして、「慰安所」の被害者という認定を出していただきました。そこで、フィリピン駐在の日本大使が総理の手紙を被害者に伝達し、基金の代表者が償い金を被害者にお届けしたわけです。

医療福祉援助は、フィリピンの社会福祉開発省と基金が覚書を取り交わして資金を提供し、事業の実施を委託しています。

フィリピンでは、このように基金から受け止められた被害者も、日本政府に対して国家補償を求める裁判を継続しておられます。もちろん、基金からの受け取りに反対をして裁判闘争を続けておられる犠牲者の方がたもお

られることは周知のところですが、この受け取られた方と受け取りをされなかった方が、一緒に裁判闘争を続けておられるということが特徴的です。

こういうかたちで2年間、順調にフィリピンでは事業を実施してきました。数十名の方にお渡しすることができたわけです。ただ、胸が痛みますのは、受け取られましたロサ・ヘンソンさんを含めて、すでにもう4名の方がこの世を去っておられることです。償い金を受け取って、ロサさんは「許す」と言ってくださったことを非常にありがたく思うとともに、残された時間が余りにも少ないということを痛切に感じております。この間のフィリピン政府とリラ・ピリピーナのご援助に対しまして、アジア女性基金として深く感謝しております。

(2) インドネシアとオランダの場合

インドネシアとオランダは、「慰安婦」とされた方は、公然であれ、あるいはこっそりとであれ、名乗り出ておられますが、両国政府は認定は行わないという方針です。そのために、アジア女性基金としては正常な償いの事業を実施することはできません。

〈インドネシア〉

インドネシア政府は被害者への償いの事業を行わないように求めるとともに、その代わりに高齢者社会福祉事業支援を要請されました。日本政府は、交渉を経てこれを受け入れるという方針を出しました。アジア女性基金

としましては、せめて「慰安婦」とされた方が多く出た地域を優先して、高齢者社会福祉施設の設置を行ってほしいという要望を付け加えてこれを受け入れ、インドネシア政府社会省と交渉し、日本政府の資金で高齢者社会福祉施設を建設するための覚書を交わしました。日本政府が提供する資金は3億8,000万円です。

しかし、インドネシアで名乗りを上げられた被害者の方たちは、このような措置に不満をもっていることがすでに知られております。基金のなかでもいろんな考え方がありまして、将来インドネシア政府の政策が変わった場合には、そして、インドネシア政府が被害者の認定を行うようになったときには、基金としては償い金をお届けする条件ができるので、そうなれば、償い事業を実施したいという希望をもっている人が基金のなかには少なくないということも付け加えておきたいと思います。

〈オランダ〉

オランダは違った事情になりました。オランダ政府が対日賠償請求権を放棄している状況のなかで、日本に対して道義的責任を果たすことを求める運動団体がオランダには存在して、長く運動を続けてこられました。オランダ政府とこの団体とを相手にしまして、日本政府、出先の大使館が長いあいだ協議を続けてきた結果、合意にこぎつきましたので、アジア女性基金も入ってさらに協議を続け、被害者に対する生活改善向上のための事業を支援するということを決定しました。アジア女性基金は、

そのために新しく作られたオランダの事業団体とのあいだに覚書を1998年7月に取り交わしまして、日本政府資金2億5,500万円を3年間にわたって提供することになりました。オランダの被害者の見積りの総数は80名と考えられております。このとき、当時の橋本総理はオランダ政府に対して書簡を送り、「慰安婦」とされた方がたに与えられた苦痛、恥辱に対してお詫びを表明いたしました。

(3) 台湾と韓国の場合

以上の3カ国に対しましてはそのようなかたちをとっていますが、われわれが一番悩みに思っているのは、言うまでもなく韓国と台湾に対する事業です。韓国と台湾に対する事業は、韓国、台湾の当該運動団体および両国政府と緊張状態、対立状態にありまして、アジア女性基金の事業は難航しています。

〈台湾〉

まず台湾では、政府の委任を受けて認定事業を行った団体、略称で「婦援会」（台北市婦女救援社会福利事業基金会）と言っておりますが、この婦援会が国家補償を要求するという立場を取っておられ、基金の受け入れを絶対に拒否する、そして基金と被害者との接触も許さないという態度を取っておられます。ごく初期の段階で1回だけ、基金の代表者を被害者に会わせていただきましたが、それ以後は一切拒否されております。

民間の募金が行われ、台湾の被害者に対しましては相

当額の援助金が民間の基金によって与えられました。日本円にして約200万円相当と言われております。さらに、台湾議会が政府に対して強く圧力をかけまして、台湾政府も日本円にして約200万円の生活支援金を国家補償の一時立て替えというかたちで支給しています。そして、台湾政府は日本政府に対して国家補償を要求するという立場を取っておられるわけです。なお、台湾では基金を受け入れるという人を援助しようという、高名な弁護士ライコフンの頼浩敏さんから援助の申し出をいただき、アジア女性基金は頼弁護士のお力を借りて新聞の広告を出し、連絡して下さった希望者に対しては、事業を実施する態勢をとってきました。しかし、台湾と日本のあいだには現在国交がなく、外交ルートでの話し合いもありませんので、状況を打開していくことはきわめて困難であります。したがって、われわれとしては、韓国とのあいだに何らかの妥結があれば、それが台湾のほうにも跳ね返って、何らかの歩み寄りが起こるであろうと期待しているというのが実情です。

〈韓国〉

さて、韓国については、代表的な運動団体は「挺身隊問題対策協議会」です。この前身は「挺身隊問題研究会」でしたが、「慰安婦問題」というものを今日われわれの前に強く提示するうえで、非常に大きな役割を果たしている団体です。挺身隊問題対策協議会は日本政府に対して、「従軍慰安婦問題」について法的責任を認め公式謝

罪をせよと、そして責任者を処罰せよと迫っております。さらに、国家補償せよと要求しています。そして、基金を拒絶し、アジア女性基金の解散も要求しています。

橋本前総理大臣の手紙は、日本の内閣総理大臣としてお詫びを申し上げるという文章になっていますが、挺身隊問題対策協議会は、「パーソナルレターにすぎない」と退けています。英訳のなかに「My personal feeling」という表現があることをとらえてのことだと思われまます。挺身隊問題対策協議会には、道義的責任を認めることは前進であるにとらえていただけません。クマラスワミさんは、道義的責任を認めたのは一歩前進であると述べておられますが、挺身隊問題対策協議会は、「道義的責任を認めるということは法的責任を回避する一種の策略だ」というようにとらえておられます。したがって、アジア女性基金は日本政府が法的責任を逃れるために作った、人を欺く機関であるというとらえ方なのです。

挺身隊問題対策協議会は、基金を受け入れた方がた、基金の受け入れの意思を表明した方がたに対しては、恒常的に圧力を加えておられます。それから、基金を受け入れないとして頑張っている被害者を支援するために、募金活動に再々取り組まれました。そして最後には、韓国政府に対してこうした人びとを支援するための支援金の支給を求め、金大中政権の誕生後、本年5月にととう韓国政府は生活支援金3,150万ウォン、日本円にして約300万円を支給することになったのです。その段階で基

金を受け取られた方7人に対しては、基金から受け取ったものを挺身隊問題対策協議会を通じて返すと誓約すれば、追加で新規に300万ウォン、約30万円を与えましょうという説得が行われました。

一般の韓国の世論は、民族のプライドという見地から挺身隊問題対策協議会の主張に同調しておられます。そして、アジア女性基金に好意を寄せる意見を公然と表明する例は、極度に少ないわけです。その意味では韓国では内部的にはいろいろな意見はありますが、表からはほとんど一色のように見えます。別の意見が表明されることはありません。

以前の^{キムヨンスム}金泳三政権は物質的な面は韓国側で処置するから、日本側では「従軍慰安婦問題」の真相究明と、公式的な謝罪をしてほしいと主張されまして、一時アジア女性基金を積極的に評価されたこともありましたが、後になりますと、運動団体と被害者が一致して受け入れられるような解決策を出してほしいと主張が変わり、基金の韓国への事業実施は行わないように強く求められました。そして国連では、国家補償を求めるような主張を再々行われまして、最終的には韓国の外務大臣がそのような主張を述べられるところまでいったわけです。

このように非常に厳しい状況でしたが、そのなかでも基金の受け入れを表明される方が被害者のなかから出ました。7人の方がそういう表明をされましたので、基金としてはいろいろな判断がありましたが、1997年1月11

日に金平現副理事長を団長とする訪問団が事業を実施しました。その結果、基金を受け取られた方がたが、韓国のなかで非常に厳しい立場に置かれることになりました、まことに申し訳ない結果になったわけです。

その後1998年、本年1月6日ですが、韓国の2つの新聞にアジア女性基金の事業について広告を出しました。この広告はもっと早く出したかったのですが、日韓関係が漁業協定の破棄で非常に緊張していましたので、こうした広告を出す状況ではありませんでした。この広告の後、受け取りを希望する被害者からの連絡が相次ぎました。

韓国政府が5月に支援金を支給するまでのあいだに、いろいろ事態が進展したわけですが、最終的に韓国政府が支援金を支給したときに、どういう事態が起こったかと言いますと、基金の側からあなたは受け取っただろうということで、支援金が支払われないケース。これは7人の方にはもちろん支払われてはおりませんが、それ以外の方に対してもそういうケースがありました。それから、基金を受け取ったということを表明して、支援金を受け取らなかった方が出ました。また、基金を受け取ったということが言い出せず、韓国政府から支援金を受け取ったというケースも出ました。被害者の方がたが、心理的に非常にご苦勞な状態のなかにあるということがわかります。じつにさまざまなケースがありました。

アジア女性基金は、韓国政府の支援金の支給についてはいささかも反対するものではありません。しかし、そ

れが基金に対抗するものとされる事態を憂慮して、原理事長名で金大中大統領に手紙を出しました。そして、韓国政府の支援金とアジア女性基金の償い事業というものは、まったく性格が異なるもので、これは両立させることもできるし、させることが望ましい、それが今日の状況のもとで新たな苦しみを作らない道だということで、大統領の英断をお願いしたわけです。

これに対して、非公式で暫定的な回答が韓国政府からありましたが、そこにはアジア女性基金はあくまでも一時金の支給をやめ、歴史の教訓とする事業、たとえば、慰霊碑、慰霊塔、記念館などの建設などに転換してほしいというような要望が述べられていました。これに対してアジア女性基金は、国民からの拠金による償い金の届けは、どうしても続けていきたいという意思を日本政府に伝えまして、韓国政府に理解していただけるように交渉を依頼しました。ところが韓国政府は、「慰安婦問題」をこれ以上外交案件としたくないという態度をとっておられまして、また、大統領の訪日も迫っていることから、アジア女性基金は事態の推移を見守るという姿勢をとることにしました。この間、償い事業の実施の手続きは、一時ストップされたままです。

基金を拒否して、あくまでも国家補償を要求するという立場で亡くなられた^{キムハクスン}金学順さん、^{カンボクピョン}姜徳景さんのような方がたがおられまして、われわれは非常に悲しい思いをしているわけです。同時に基金に受け取りの書類の申請

をしたまま、基金側が支給を逡巡するうちにこの世を去られた方もいらっしゃいました。このケースにも基金の関係者は非常に強い衝撃を受けております。

その後基金には多くのハルモニから、基金を受け入れたいという表明が寄せられています。しかし、現状においては基金の実施の手続きは一時ストップされたままです。被害者は高齢ですので、このままではどうなっていくのか非常に心配です。

(4) 先延ばしの余裕はない

しかし、金大中大統領が訪日されて、日韓共同宣言が発表されたことは、私たちにとって非常に大きな希望を与えております。村山内閣が戦後50年にして到達した、植民地支配のもたらした被害と苦痛に対して反省しお詫びするという立場を、韓国国民に向かって小渕首相が直接表明したところ、金大中大統領がこれを受け入れて、21世紀に向かっての日韓の協力、日韓のパートナーシップ確立のための最小限の条件ができたと確認されたという事は、じつに大きな意味をもっていると思います。

金大中大統領は、天皇を韓国に招待し、それを2002年までに実現するという決意を表明されました。このこともきわめて重大なことです。天皇が最も近い隣国を訪問できないということは異常なこととして、これを実現しようと金大中大統領が考えられたことは非常に重大なことで、これに日本側としてはお応えする必要があると思

います。

そのとき、「慰安婦」問題は残された大きな問題として、先延ばしをせずに解決を図らなければなりません。いまは皆が合意しうるはずだと思います。正しい解決を求めて50年、100年闘争していくという余裕が日韓関係には与えられておりません。日韓共同宣言が出された以上は、この問題を先延ばしせずに解決を図るべきだということに皆が合意しうるはずだと思います。

ですから、この問題は日本政府と国民だけが考えるべきだと言うのではなく、日韓共同宣言の精神で両国政府、両国国民がとことん話し合って、被害者の希望にそって、被害者の心が少しでも安らぐような解決を見出すことが必要であると、われわれは考えております。必ずそういうふうに行うことができるはずだと確信しています。

アジア女性基金の発足から3年が過ぎました。韓国では、現在登録されている方は153名ですが、もうすでに登録されている方の34名が亡くなっておられます。台湾では45名、フィリピンでは約100名の方がおられます。これらを合算しますと298名です。これは被害を受けられた人たちのほんの一部ですが、このうち120名から申請が出て、80名に対して事業が実施されました。

国民の拠金からは1億6,000万円が被害者にお届けされたこととなります。成果が少ないというご批判もあろうかと思いますが、基金にかかわる者としては精一杯の誠意と努力を払ってきたと自負しています。



皆さまのいっそうのご理解とご支援をよろしくお願いたします。

伊勢 ありがとうございます。横田先生、何か付け加えるようなことがございますでしょうか。

横田 いくつか付け加えたいと思いましたが、むしろ会場のなかにいろいろ質問したいとお考えの皆さんがいらっしゃると思いますので、それらのご質問にお答えするかたちで付け加えさせていただきます。

伊勢 ではここで、質疑応答と申しますか、意見交換の時間もちたいと思います。発言のある方、お手をおあげください。それでは、その男性の方、どうぞ。

A 早稲田の学生です。流れて質問が結構多くなると思いますが、まず、横田先生がお話しになった国際刑事裁判所というものの自体が、処罰が行えて法的拘束力があるのかなんのがお訊きたい第1点です。その後、国際法の問題としてやっぱり日本国内に「従軍慰安婦問題」を起こした加害者の人を処罰する法律がないから、いまそういう動きがあって、国会に法案を提出しているという話もありますが、それについて教えていただきたいということが第2点目です。それから、ギリシャのダエス委員が言っていた和解の動きというのが一番大事だと思いますが、実際和解のかたちに動き出すためには、たとえば、日韓に絞れば両方の国が動かないといけないわけで、韓国が日本と政治的な争いをしているあいだに、国内でリハビリテーションみたいなものを進めているかどうかということが第3点目です。それから、4点目として、実際に日韓共同で、たとえば、アジア基金みたいなものがメンタルケアみたいなものの設備の設置を行っているのかどうか、これらについて説明をお願いします。

伊勢 ありがとうございます。それでは、まず横田先生、お願いいたします。

横田　　まず国際刑事裁判所は、設立のための条約が今年の7月にローマで署名されたということで、まだ発効してはいません。これは将来発効した場合であっても、発行後に起こった出来事についてだけ、責任者を処罰することになっています。したがって、直接的には「慰安所」の設置や運営、あるいは「慰安所」を使った人たち、こういう責任者に対しての責任を追及できる場所ではありません。ただ、国際刑事裁判所を作ろうという動きが今日あるということは、人道に対する罪、女性の尊厳に対する重大な侵害、こういう行為はもう今後は絶対に責任者を処罰しないまま放っておくことはしないという決意が、今日の国際社会においてできつつあるということを示しています。これが50年前のことに適用できるかどうかというと、法的にはむずかしいというのがいまの国際法の考え方だろうと思います。

次に、日本国内で責任者を追及する制度は可能かということですが、もちろん、日本の刑法に触れることが、当時の「慰安婦」に対する行為のなかには十分にあったと思います。戦乱の状況のなかでそういう責任者を処罰したり、裁判にかけたりということはなかなかできなかったと思います。私どもの知るところでは、戦後にたとえば、インドネシアなどで関係者の処罰は、数件行われたと聞いていますが、現実にはほとんどの人は処罰されないままになっています。

それでは、現在はどうかと言いますと、日本の刑法の時効、それから仮に時効がないとしても、責任の範囲に関する厳格な法解釈、さらには、立証の困難性を含めて考えますと、現在の日本の法律で処罰するというのはむずかしいし、そういう立法の動きが日本の国会にあるということも私は知りません。ただ、これは実現するかどうか、可能性としては非常に小さいと思っていますが、いまの国会でのひとつの動きとして、国会を通じて真相の究明をしようという動きが、現実に議員立法をしようというかたちで出てきております。これも現実には支持する議員の数という点で、大きな困難性を伴うだろうと思われています。

それから、ダエスさんが強調した和解ということについてですが、これはじつはダエスさんが今回はっきり発言しましたが、これまでも、去年、それから一昨年の人権小委員会では、ノルウェーのアイデさんとか、前にアメリカの委員であったシャベスさん、こういう人たちも繰り返し述べてきたことでして、ほかの極端な人権侵害についても問題解決のために、お互いに和解をしようという動きは常に国連で人権を議論する場面では出てきています。私自身もその流れにそってこの「慰安婦問題」も解決する必要があるという考えを強くもってまして、アジア女性基金に私がかかわったひとつのきっかけは、そういう国際的な和解に向けての努力を評価するという流れにそってのことでした。ですから、意見はダ

エスさん、アイデさん、シャベスさん、それにいま質問された方と一致しているかと思います。

最後の日韓関係に関連する点については、和田先生のほうがお詳しいかと思いますので、私からのお答えは控えさせていただきます。

伊勢 ありがとうございます。それでは、日韓共同のことにつきまして、和田先生、よろしく願いいたします。

和田 そのような方向に進むことを私も非常に願っておりました。医療福祉援助の活動というものが組み込まれていますが、この実施の団体を韓国側で受け止めていただけないかとずっと願ってきましたが、とてもお願いできるような状況ではありませんでした。しかし、もしも共同宣言の精神に基づきまして、問題を前向きに解決していくということであれば、そのような、あなたがいま言われたように、日韓で協力してこのハルモニたちのために援助がなされる、日本側としてはそれは償いの行為ですが、そういうことが可能になれば、それはすばらしいことだと思っています。

伊勢 ありがとうございます。ご意見・ご質問のある方いらっしゃいましたら、どうぞ挙手をお願いします。どうぞ。

B 大学生です。横田先生に質問があります。基本的な質問なのかもしれませんが、いくつかあります。まず1つ目ですが、マクドゥーガル報告書の内容の信憑性をどう評価されているかという点です。一部有識者のなかからクマラスワミ報告書においては、法理論や根拠の曖昧さ、また証言の取り方などにおいて信憑性への疑いが指摘されたと思うのですが、そのようなことがマクドゥーガル報告書においてはあったのかどうかということです。

横田 ちょっとひとこといいですか？ 一般の聞いておられる方にとってわかりやすいと思われますので、1つひとつお答えするようにしていいいですか？

B はい、結構です。

横田 先ほどマクドゥーガル報告書の概要をご紹介したときに、私はその内容を忠実にご説明しただけで私のコメントを加えませんでした。なかで書かれている事実、なかで書かれている法的分析をみますと、かなり問題のある事実の記述や法的分析があります。これは学問的には今後きちんと問うていかなければならない問題だと思っています。決してマクドゥーガルさんの能力や誠実さを批判するということではなくて、どんな論文でも

どんなペーパーでも、私が書いたものでも間違いがありうるわけですから、そういう意味で、きちんと事実を正確なものにするためにこれから、私としても意見を述べていきたいと思います。

しかし、残念なことに、マクドゥーガルさんの書かれた報告書にはかなり事実の誤認、それから、誤認に基づく事実認識をただそのまま彼女が使っています。たとえば、クマラスワミ報告書で間違っ使っていることが、そのまま使われているというところがかかなりあるのは問題だと思います。

B 2つ目の質問ですが、マクドゥーガル報告書のなかでも指摘されていた、個人の国際法主体性のことですが、国際法上、法的責任に基づく国家による保障というのは、私としては限界があると思いますが、その前提として個人の国際法主体性の話になりますと、個人の実体的権利・義務だけではなくて、権利・義務を履行したり実現したりするための手続きがきちんと定められていなくてはならないといった有力説もあります。また、サンフランシスコ講和条約や2国間条約に基づく解決や、1963年の下田事件判決、原爆判決などに基づいて考えてみますと、国際法上は限界ではないかと思えるのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

横田 結論的には、あなたが言われたことに賛成です

が、ただ、国際社会には個人が直接訴えて賠償を獲得する道も、特定の状況においてはこれまでもありました。たとえば、戦争の後で2国間の、第二次世界大戦後にもありましたが、請求のための仲裁裁判が開かれたことがあります。それは特定の目的のために特定の個人を対象にしたものであって、それが終わるともうそれは解散してしまいます。ですから、今回の「従軍慰安婦」の方たちのように、そういう場をもっていない人たちにとって、国際法上権利を主張する場があるかと言いますと、一般的にはありません。だからあとは、国内の裁判所に訴えるということです。ただ、国内の裁判所ということは国際法を適用しないわけではなくて、日本国憲法は第98条2項で、日本国が締結した条約と確立された国際法規はこれを日本の国内で適用する、ということを規定していますので、日本の裁判所で国際法を援用することは可能です。現実にはいまそういうかたちで裁判が進行しています。

B 3つ目なんですけれども、関釜裁判で、立法不作為論が用いられて、現実的に1人当たり30万円の給付が認められたわけですが、私のようにあまり知識のない者が読みますと、立法不作為論がちょっと粗目ではないかと思いました。横田先生はどのように感じておられるのでしょうか。

横田 いまのご質問は決して素人の判断とは思えません。私も同じ意見です。関釜裁判の議論はちょっと誰も納得できないものではないかなと思います。要するに、本当は責任を認めたい、だけれど法律論としては認められない、そのジレンマを裁判官としては法律的に説明しようとしているわけですね。

河野官房長官が1993年に日本の軍の関与を認めた、その時点から日本は賠償責任があった、しかし賠償するためには国会で法律を通さなければいけない、賠償責任があって国会は法律を通さなくてはいけなかったのにそれをしなかったから、その立法しなかったという行為(立法不作為)に対して責任があって賠償しろという議論です。だから、賠償金額は1993年以降の5年間で30万円であるということですね。これは「慰安婦問題」の本質をやや回避した法律論ではないかということで、私もあまりこの議論には納得していません。事実、両当事者とも納得していなくて、高等裁判所に控訴されています。

B どうもありがとうございました。それでは4つ目ですが、これはアジア女性基金にかかわる質問です。元「従軍慰安婦」の方を認定して給付対象とするときに、どのような認定のプロセスをとっていて、どのような認定基準があるのかわからないのです。教えていただけますでしょうか。

伊勢 和田先生、お願いいたします。

和田 先ほどもお話ししましたが、当該国政府が認定したものをそのまま受け入れるという措置をとっていません。基金としては、直接認定をするということはないという態度です。したがって、当該国政府が認定をしない限り、支給できない、償いの事業の対象とすることができないということになっています。インドネシアではそういう状況です。これについては、いろいろ意見のあるところですが、もっとも、認定は非常にデリケートな問題でして、かつての戦争におけるレイプの問題も論証が非常にむずかしいわけです。レイプは犯罪以外の何ものでもありませんが、認定という点ではいろいろと困難性があります。

「慰安婦問題」もまた認定をするには当人の証言以外にはほとんどない状況です。それを妥当なものであるかどうかという判断を日本国の機関が行うことについては、われわれはそれは無理ではないかと判断しています。ですから、当該国の政府が判断したものを、われわれとしては全面的に受け入れるという態度をとっています。

伊勢 ありがとうございました。ほかにご質問のある方は？ どうぞ。

C 「在日の慰安婦裁判を支える会」のものです。和

田先生と横田先生におたずねします。最初に償い金を受け取ったフィリピンのマリア・ロサ・ヘンソンさんが、償い金を受けたことを大変後悔して亡くなられたということを知っています。和田先生には、アジア女性基金の方がたは償い金を受けた被害者に対するその後の調査と申しますか、償い金を受けてその方がたが本当に精神的に癒されたのかどうか、アジア女性基金で、被害者が本当に尊厳を回復できたのかどうか、そのへんをきちんと調査しておられるかどうかということと、償い金でほかの被害者も癒されるとお考えかどうかをおたずねします。ちなみに、宮城県在住の^{ソウシン}宋神道さんは、「絶対これでは癒されない」とおっしゃっています。

それから、横田先生におたずねします。「慰安婦」が受けた被害は、重大な人権侵害だと私は考えますが、横田先生はどうお考えでしょうか。そして、このような重大な人権侵害に対して、いわば法的には無法地帯にあるというふうに、きょう横田先生のお話を聞いて感じましたが、日本の法律、あるいは、国際法でこの重大な人権侵害を裁く法律はないのでしょうか。

伊勢 ありがとうございます。それではまず、和田先生からお願いいたします。

和田 私はフィリピンのほうの事業の実施につきましては関係していませんので詳細なことはわかりません

が、ロサ・ヘンソンさんにつきましても、基金のほうではその後もいろいろな接触をして、お話もうかがっていると聞いています。もしも必要であれば、それを担当している者からお話ができるかと思えます。

伊勢 担当の林先生がおいでになりますので、お願いいたします。

林 弁護士の林陽子と申します。私はアジア女性基金の運営審議会の委員で、この間ずっとフィリピンの事業を担当しておりました。ロサ・ヘンソンさんは、首相からもらった手紙を額に入れて家に飾っていました。そして、アジア女性基金の申請用紙を亡くなるまでご自宅において、ヘンソンさんの家を訪ねてくる被害者の人たちに、「あなたもアジア女性基金に申請するように」と勧めていただきました。フィリピンでの事業が進んだのは、別にアジア女性基金の人たちがはたらきかけをしたからではなくて、私はヘンソンさんの存在が非常に大きかったと思います。

また、すでに償い金を受け取った人たちに対しては、日本政府が直接出資をするかたちでの医療福祉事業がなされていますので、フィリピン政府当局とアジア女性基金、それから被害者の代表の方がたと定期的な協議会をもっていて、つい先日も有馬真喜子理事や事務局が行っておりますし、私も何回かその協議会には参加して

おります。ですので、受け取った人たちにどういうニーズがあって、どのようなケアが必要とされているかということは、私たちはできる限りの範囲で努力しているつもりです。

伊勢 ありがとうございます。ほかに。

横田 私のほうからお答えすることがあります。ご質問ありがとうございます。私は元「慰安婦」の方、「慰安婦」とされた方たちが受けた被害というのは、重大な人権侵害だと思っています。これは現実には、2年前に人権小委員会でのこの件について私が発言する機会をもったときに、最初にはっきりと私の考えを述べ、そして、日本政府および日本軍は、当時の国際法に照らしても間違った行為をした、違反行為を行ったということを私の考えとして、はっきり述べました。

問題は、ご存じのとおり、その当時もいろいろなかたちで「慰安婦」とされた方以外にも、ひどい人権侵害で亡くなられたり、名誉を傷つけられたり、苦しめられたりした方がたが、戦争を契機として起こっていたわけです。その後、第二次世界大戦後もいろいろな戦争が起こり、旧ユーゴスラビアでもベトナムでも、アフガニスタンでも、ルワンダでも何百万人という人が死に、あるいは女性が組織的に強姦を受けています。

私は国連でミャンマーという国、ビルマですね、この

国の特別報告者を4年間勤めましたけれども、ビルマで起こっていることも本当にひどい人権侵害です。女性も組織的に強姦されています。それを私はやはり国際法上違法な行為だと思っています。ただ、国際社会にはその違法な行為をより強い力で押さえ込むだけの組織(世界政府のようなもの)がまだできていません。そしてまた、違法行為の責任者を逮捕して、イヤでも裁判を受けさせて、罰を加えるということができるような圧倒的な中央権力というものがないというのが現実です。そのなかで、そういう事態が起こらないように、また、そういう事態に対して責任者は必ず処罰されるという状況を作らなければいけないと、多くの人たちが努力しているのだと思います。

その努力の1つの結果が、先ほども触れましたが、旧ユーゴスラビアに対する国際刑事裁判所であり、ルワンダに対する刑事裁判所であり、そして、今度新しく作られようとしている国際刑事裁判所であるわけです。それから、最近報道されていますが、チリの元大統領のピノチェットがイギリスにいま拘束されていて、身柄をスペインに渡して、スペインで処罰するよにということと、外交交渉が進んでいます。この動きも、ピノチェットのように大量殺戮や拷問などの人権侵害を行った人は、世界のどこに行っても必ず捕まえて処罰するのだという考え方が、次第に浸透していること示す1つの例だろうと思います。完全ではありませんが、国際社会もそ

の方向に向けて努力しているということを申し上げておきたいと思います。

和田 Cさんから、アジア女性基金が提案しているこのような措置が、宋神道さんを含めて、被害者にとって本当に癒しとなるのか、宋神道さんは癒しにならないと言っておられるということでしたが、私は宋さんのお気持ちは直接うかがったこともありますし、いろいろな機会で見えていますから、宋さんはこれではダメだというお考えであることはよくわかっています。

しかし、問題は現在のところ、残念ながらわれわれにはそれ以外に差し出すものはありません。それでも一歩前進であると受け止めてくださるという方があれば、そう受け止めていただきたい。しかし、それではダメだと言う方があって、さらに闘争を続けるということであれば、それはそういうふうにしていただきたいと思います。それで日本の国民全体がもっとよりよい気持ちになれば、新しい変化があるかもしれないと考えています。

ですから、Cさんのほうからこういうふうにするべきであるとか、こういうふうにしたらどうかというようなご提案があれば、ぜひうかがいたいと思います。

伊勢 ありがとうございます。非常に大事なご質問が続いております。残念ながら、時間のほうがどんどん過ぎていきますので、ここで質問の数をあと2つぐらいに

させていただきます。まことに残念ですが、よろしくお願いいたします。どうぞ。

D どこにも属してはおりませんで、主婦の立場で質問させていただきます。金学順さんが名乗り出たとき、それはもう本当に勇気のいることだったと思います。それに対して、何も答えないでいるいちばん近い隣国、いちばん絆を強くして平和を作り上げていかなきゃならない国とのあいだで、何も進んでいかない現実がありますが、国家補償をしないという立場を貫かなければならない理由を知りたいのが第1点です。

それから、インドネシアには3億8,000万円、オランダには2億5,500万円が、日本政府から出ていますが、そのお金は国家から出ればそれは国家補償と同じではないかと思いますが、どうなのでしょう。

そしてもう1つ。アジア女性基金ができましたときには、「慰安婦問題」が中心だと思っていましたが、そのほかの今日的な課題や、いろんなことが絡まっていますし、もちろん大事な問題ではありますが、橋本ヒロ子先生のお話をうかがいますと、ご自身のバンコクでのご経験などから今日的な問題にずいぶん力を注いでいらっしゃるようですけれども、どうもピントがぼけてしまって、アジア女性基金はいったい何をしようとしているのかが日本人たち全体に曖昧になってしまっていて、だんだん年老いていく人たちの尊厳を一刻も早く回復させ

てあげるという、その部分が抜け落ちてしまっているように思えるのですが、その点について、和田先生やそのほかの方からお考えをお聞きしたいと思います。

和田 お気持ちは非常によくわかります。まず、国家補償はなぜできないのかという議論ですね。国家補償はできないというのは、日本政府の立場です。アジア女性基金のなかには、国家補償が必要であるという考えの人もおります。ただ、アジア女性基金という組織としてはそのような考えではありません。定められた枠組みでの事業を行っておりまして、それはもしも将来国家補償が実現されれば、それとも接合できる、矛盾しないものだと私たちは考えております。ですから、国家補償をするかしないかという問題については、これは基本的に政治の問題です。これまでの日本の政治のやり方、日本の行政のやり方からすると、国家補償はできないという考え方ですが、これは考え方を換えればそれは可能かもしれません。

日韓条約の付属協定で、日韓のあいだの請求権は最終的に解決したと宣言されておりますので、この点については、日本側から個人に対する補償は困難であるというふうになっております。しかし、「従軍慰安婦問題」というものに日本が道義的責任を認めて、これは特別な措置をとる必要があると判断をして、国会で特別立法を行えば、それはおそらく可能でしょう。個人に対して日本

政府のお金を支給することは可能だろうと思います。ただ、行政的な措置ではこれはできないことでして、ギリギリの措置として村山内閣のもとにおいて考えられたのが、アジア女性基金だということです。

したがって、特別立法が実現できるかどうかということになれば、それは政治の問題で、日本国民一人ひとりの問題ですから、それはアジア女性基金の問題ではなくなると思います。これは国民の選択の問題です。

アジア女性基金は、国民から集めたお金を1人当たり200万円を償い金としてお届けする。そのほかに、日本政府の予算から1人当たり300万円規模の医療福祉事業を行うことになっていますが、これにはいろんなかたちがありまして、ある部分については使用目的の前払いというかたちで、現金で支払うことも可能になっておりますので、そこでDさんがおっしゃいましたように、「いったいこれは国家補償とどこがちがうのか」という問題になるかと思えます。これをギリギリのところ、国家補償に限りなく近いものだと言われる方もあります。政府のお役人のなかで、外務省の方でそう言われる方もいます。しかし、政府の立場として国家補償ということばは使わないで、ギリギリの努力をしようということでこれが進められていると私は思います。結局は政治の論理と言いますか、官僚の論理がそこにあるわけです。

それで、この問題について、インドネシア、それからオランダについても大変な額のお金を出しています。と

くに、オランダの場合には元「慰安婦」として犠牲になった方がたに、直接的に援助が行われるかたちで支給しています。

日本の国家がそのように過去を謝罪して、償いをしようとしていることをどちらの方角から見るとかという問題でもあります。国家補償というものが何かすばらしいもので、それがなされればすべて問題が解決するとか、胸のつかえが下りるとか、本当の安らぎがくるかのようにみること、国家補償ということばだけが独り歩きしたり、神秘化することに問題を感じています。やはり、問題はそれを進めている日本の政府、日本の国民の誠意というものがどこにあるのか、それを犠牲を受けた人がどのように受け止められるのか、こういう問題ではなかろうかと思っています。

伊勢 どうもありがとうございました。それでは、横田先生。

横田 私もじつは同じ考えで、国連の場でこのことが議論されたときに、日本が国としてきちんと謝罪をし、補償すべきだろうという考えで、私個人として、代理委員として出ましたので、外務省の担当者には私の意見を伝えました。東京に帰ってきてからも、外務省の責任者に対して何度も私たちの意見、私と委員である波多野里望先生(学習院大学教授)ですが、二人の意見を伝えま

して、こうしたらどうか、ああしたらどうか、国家補償のあり方についていろいろアイデアを提供しました。

ただ、残念ながら日本の官僚システム、それから政治の現実、そして、その政治の現実を支えているのは国民の意識だろうと思いますが、そういうものが日本の国家補償という答えを出すことについて、非常に障害になったと思います。ほかの先生方も同じ気持ちでアジア女性基金にかかわってこられたと思いますが、結局、実際に被害者の方と会って非常に苦勞しておられる状況を知って、そうした困難なかで国家補償を実現するのにどれくらいの時間がかかるのか、果たして可能なのかということ考えたときに、いまから3年前に出した答えは、とにかく国家補償を求め続けることはいいけれども、それができるまで何もしないというのはおかしいのではないかと。それまでに、われわれにできることはやるべきである。そういうことで、アジア女性基金という答えを村山内閣のときに政府が出された。それを、大きな前進ではないけれども一歩前進であるとみて、まずそれを生かしてその先に国家補償をどうするかということは時間をかけて議論をし、できるだけその方向に向かう努力をしてみようかという考えでアジア女性基金がスタートし、われわれもかかわってきたのではないかという気がします。ですから、国家補償という考え方は、アジア女性基金ができたことによって消滅したり、あるいはそれでもう可能性がなくなったとは私も思っていないし、

アジア女性基金にかかわっておられる方もみな、そのように考えてはいないと思います。

伊勢 ありがとうございます。橋本先生、今日的な女性問題についてお願いいたします。

橋本 現代のアジアにおけると言いますか、日本における人身売買の問題も、「慰安婦」にかかわる問題もともとは根は同じだと思います。日本の男性の女性に対する意識、そしてさらに、それを許している日本の女性たちと、日本社会という構造があります。その社会の意識を変えていくというのは、確かに「慰安婦」とされた方がたに対する償いをする必要ですが、同時に日本社会の意識を変えていかない限り、私たちはいま同じようなことを繰り返すことになると思います。

人身売買のことはマスコミではそれほど取り上げられないかもしれませんが、アジアの国ぐにへ行くと非常に批判されるわけですね。ですから、そういう意味で私たちは、アジア女性基金の職員とそれにかかわっている者たちの限られた力量からは、ちょっと重すぎる仕事かもしれませんが、できるだけのことをして、「慰安婦」にかかわる問題である償い事業と、今日的な女性の問題という2つのことをやっているわけです。

和田 こういう考え方をほかの方ももっておられるか

どうかわかりませんが、私がアジア女性基金にかかわるときからずっと思っていることは、われわれが対象としているのは被害を受けられた方のほんの一部だということです。多くの方はもうすでに亡くなっておられるか、名乗り出ておられないかです。そういう方がたに対して、どのようなメッセージを送ることができるかと考えたときに、その人たちにお詫びと償いの気持ちをお届けできないのだから、いまも女性に対して加えられている暴力に対して真剣に取り組むことで、その人たちに対してできなかったことを、いわば置き換えるという意味合いをもっているのではないかと思います。そういうことで、アジア女性基金が両方の問題に携わっていることに私としては納得してやってきたわけです。これは、まったく勝手な解釈ですが、ご参考までに発言しました。

伊勢 ありがとうございます。まことに申し訳ございませんが、時間がまいりました。今後、皆様のご意見をうかがったりするなかから、さらに活動を発展させていきたいと考えております。

本日はご参加いただき、本当にありがとうございました。

女性と人権
Women and Human Rights
— アジア女性基金の取り組み —
AWF's Issues and Activities

■1998年11月25日(水) ■ホテルポールスター札幌ホール



PROFILE

出・席・者・略・歴

(発言順)



わだ はるき
和田春樹 東京大学 名誉教授

ロシア・ソ連史、北方領土問題、北朝鮮現代史を専門とする。韓国民
主化運動支援、金大中氏(現韓国大統領) 救命運動、朝鮮植民地支配反
省国会決議を求める運動など、さまざまな市民運動に尽力。1998年ま
で東京大学社会科学研究所長。おもな著書に『北の友南の友』『歴史
としての社会主義』『朝鮮戦争』『北朝鮮 — 遊撃隊国家の現在』など。



たけむら やすこ
竹村泰子 参議院議員 参議院総務委員会委員長

当選以来一貫して強制連行問題、「従軍慰安婦」問題、進出企業問題
(ODAや放射能汚染など)、在日外国人の人権など、国内外の人権問題に
かかわる。1990年代当初、戦後責任が改めて問われたとき、韓国、香
港、台湾、中国での証言の聞き取り調査のためにアジア各地を歴訪。
アムネスティ議員連盟副会長をはじめ、多くの議員連盟で活躍する。



あおき たかなお
青木隆直 北海道新聞社 外報部次長

1992年から1995年までソウル駐在。その後、本社社会部次長を経て、
1997年より現職。1988年に、サハリン残留韓国・朝鮮人問題を扱った
長期連載企画「祖国へ！ サハリンに残された人たち」取材班キャッ
プとしてサハリン、モスクワ、韓国などを取材。1990年から1年間、
韓国延世大学に語学留学。主な著書に『新・韓国探見』(新潮社)。



いせ ももよ
伊勢桃代 アジア女性基金 専務理事・事務局長

1969年より国連経済社会開発部門に勤務。国連大学事務局長、本部人
材管理局部長、同専門官部部長を務める。とくに高・中危険度の紛争
地域でのPKO活動に資する国連人材育成に携わり、北アイルランド紛
争地域での国際研修会議の議長や国連システム行政問題協議委員会副
委員長および同研修小委員会委員長を務める。1997年8月より現職。

主催者挨拶

伊勢桃代 (アジア女性基金専務理事・事務局長)



司会 ただいまより「アジア女性基金フォーラムイン札幌」、題しまして「女性と人権 — アジア女性基金の取り組みと直面する問題」を開催させていただきます。主催者を代表しまして、アジア女性基金の専務理事で事務局長でもあります伊勢桃代より開会のご挨拶を申し上げます。

伊勢 本日、進行係を務めさせていただきます伊勢桃代でございます。よろしく願いいたします。お忙しいなかをおこしくさしまして、私ども一同感謝いたしております。あわせて、今回のアジア女性基金主催の事業報告会、アジア女性基金フォーラムイン札幌の開催にあたりましては、多大のご協力をいただきました連合北海道、北海道平和運動センターの皆さまにも感謝を申し上げます。

さて、アジア女性基金は、もと「慰安婦」の方がたへの国民的な償いを行うことと、女性の名誉と尊厳にかかわる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。きょうこの基金の生みの親でもあります村山内閣のときの官房長官、五十嵐広三先生がこの会場にお見えになっております。こうやって来ていただきましたことも本当にありがたく感じております。

アジア女性基金は、発足して以来政府と国民各層の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。い

わゆる、政府と国民の二人三脚という新しいかたちで発足した事業でございます。また、これまで多くの募金が国民各層の方がたから寄せられています。これは償い金として政府資金の拠出により行う医療福祉支援とともに、総理のお詫びの手紙を添えて元「慰安婦」の方がたにお届けをしております。さらに、女性の名誉と尊厳にかかわる今日的な問題の解決にも積極的に取り組んでいます。女性の人権をテーマとする国際会議や、女性問題に取り組むNGOへの支援事業も行っております。この2つのアジア女性基金の柱というのは非常に密接に関係しております。第二次世界大戦のときのいろいろな出来事、悪いこと、これを二度と繰り返さないという国民、そして国としての覚悟を表したものと思い、私どもは女性尊厳事業を現代の問題とつなげて一生懸命取り組んできました。

事業活動が3年目に入ったアジア女性基金は、各地で報告会を催してこれらの問題について、国民の皆さまとともに一緒に考えていきたいと思っております。このたびのフォーラムイン札幌におきまして、基金の呼びかけ人で運営審議委員でもあります和田春樹先生から、「償い事業」についてのご報告をいただき、また、のちのパネルディスカッションのなかで、私のほうから「今日の女性問題の取り組み」についてもご報告する予定でございます。

とくに、10月8日に金大中^{キム・デジュン}韓国大統領と小淵恵三首相

とのあいだで署名されました「日韓共同宣言」を受けまして、アジア女性基金は今後韓国での事業をどうしていくのか、募金に応じられた国民の方がたはどう考えておられるのかといったことをお互いに話し合いながら、一緒に考えていきたいと思っております。

パネルディスカッションのなかでは、参議院議員の竹村先生、『北海道新聞』の青木記者にも問題提起も含めてご意見をいただくように予定しております。そして、パネルディスカッションのあと、参加された会場の皆さまがたにもご質問、ご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞ積極的にご参加くださるようお願いいたします。

きょうの基調報告をしてくださいます和田春樹先生の経歴でございますが、現在東京大学名誉教授でいらっしゃいます。ご専門はロシア・ソ連史、北方領土問題、北朝鮮現代史でございます。韓国民主化運動支援、キム・デジュン救命運動、朝鮮植民地支配反省国会決議を求める運動などに一生懸命尽くされてこられました。そして、1998年までは東京大学社会科学研究所の所長としてご活躍され、本年4月にご退官されました。和田先生は東大をご退官されたあと、ますますお忙しくなり、いろいろな国際問題にたずさわって活躍されておられます。先生の著書は200冊を超えますが、そのなかに日中関係、日韓関係、それからロシアと、本当にいま日本が直面している外交問題についての非常に大事な論文がたくさんあ

ります。そして、おもな著書としましては『北の友へ南の友へ』『歴史としての社会主義』『朝鮮戦争』『北朝鮮—遊撃隊国家の現在』などがございます。先生と北海道との関係は非常に近いものがございまして、ロシア、東ヨーロッパの問題にも造詣が深く、現在は北海道大学スラブ研究センターのお仕事にかかわっておられます。私個人としましてもアジア女性基金で先生から本当にいろいろなことを教えていただいて、ありがたいと思っております。

それでは和田春樹先生、ご報告をよろしく願いいたします。

【基調報告】

アジア女性基金の取り組みと直面する問題

和田 春 樹
(東京大学名誉教授)



和田 伊勢事務局長から過分なご紹介をいただきました恐縮しております。ロシアのことを勉強しておりますので、北海道には非常に親しみをもっておりますし、『北海道新聞』にも強い親近感をもっております。これからアジア女性基金の成り立ちから今日までの歩みにつきまして、みなさまにご報告させていただきます。アジア女性基金がスタートしたのは、1995年7月のことです。お手元の緑色のパンフレットの最初のページに年表が載っておりますので、それをごらんになりながら聞いていただければよいかと思います。

アジア女性基金の存在意義

もっとも、実質的に見ますと、アジア女性基金がスタートしたことを全国民の前に明らかにしたのは、1995年8月15日、全国の5つの新聞に全面広告を出しまして、基金の呼びかけ文、それから村山総理のご挨拶を載せまして、女性のためのアジア平和国民基金に拠金を呼びかけますという訴えをしたのが最初です。『北海道新聞』には広告を出しておりませんので、北海道の方には印象がないかと思いますが、全国紙の朝刊に広告を出しまして、その午後には村山首相が閣議決定に基づく戦後50年の村山首相談話を発表されました。これは、このあいの「日韓共同宣言」の基礎にもなりましたし、これから出る予定の「日中共同宣言」の基礎にもなる重要なものです。戦後50年の8月15日は私にとりまして非常に

印象深い日でした。その日にまさにアジア女性基金は国民に向かって呼びかけを発してスタートしたわけです。

その広告のなかに3つのスローガンが掲げられています。1つは『従軍慰安婦』にされた方がたへの償いのために、2つ目に、「今日的な女性問題の解決のために」、3つ目に「基金は政府と国民の協力で」、というものです。先ほども伊勢事務局長からもお話がありましたが、基金は政府と国民の協力で運営しています。一般に民間基金と言われていますが、この表現は正確ではありません。一口に「政府と国民の協力で」と言いましても、それはなかなかわかってもらえない複雑な関係ですが、この複雑なあり方に新しさがあります。つまり、政府と国民が協力してこういう問題に取り組んでいくという新しさがあるということをぜひともご理解いただきたいと思えます。

政府と国民の協力で償い事業の実施

アジア女性基金は、「従軍慰安婦」問題について日本政府としてのお詫びを表明した宮沢内閣のあとを受けて、3党連立の村山内閣において取り組むことになり、そして、村山内閣の五十嵐官房長官と内閣外政審議室長の谷野作太郎さんのお二人で相談されて、だいたいの内容をお決めになったと聞いています。社民党としては、国家補償が必要であるという考えで運動を進めてこられました。連立政権を組んだところで国家補償を実現す

るには壁があり、できるならということ、国民参加の基金構想を立案し、この問題に取り組んでいこうと決断されたわけです。これが与党3党の「戦後50年のプロジェクト」に諮られました。自由民主党は虎島和夫さん、社民党は上原康助さん、さきがけは荒井聰さんが代表をつとめるこの会議で議論されて、「従軍慰安婦問題小委員会」ができました。その小委員会に社民党から出られたのが、本日ご出席の竹村泰子議員であります。

そこで議論された結果、「慰安婦」として苦しみを受けた方がたへの道義的責任を日本国は果たさなければならぬという確認がなされ、国民参加の基金を作って国民的な償いを行おうと決定が出されたわけです。これに基づいて基金を作るため、まず基金の呼びかけ人を集めることがなされました。もうすべてが決められていて、呼びかけ人になるよう、頼まれたから引き受けたということではありません。これを引き受けるにあたっては、いろいろな議論がありました。最大の問題は、償いの事業というものに政府はどれだけの貢献をするのか、どれだけの参加をするのかということでした。基金ができたならその運営費は政府が全額負担することになっていましたが、被害者の方がたに対する償いの事業に、政府はどれだけ積極的に参加するのかについてその保証をもらいたいということです。

いろいろな話し合いがありまして、東大法学部の大沼保昭さんなども盛んに五十嵐官房長官とも話されました

が、結局のところ、政府は医療福祉援助というものに相当のお金を出して、この償いの事業に参加することになり、呼びかけ人も皆これでよしとして参加することになりました。自治労も非常に長く悩みましたが、参加することになったわけです。

呼びかけ人としての個人的条件

私個人としては、この呼びかけ人を引き受けるときに2つの条件を出しました。1つは、全国紙に全面広告したうえでスタートしてもらいたいというものです。どういふことかと言いますと、戦争が終わってから50年もかかってから政府がこれをやるということは、これまでできなかったこと、放置してきたことを取り返す意味で不転の決意でこれに取り組むということ、きちんと示す必要があると考えたからです。それから、いったん打ち出された方針を決して後退させないという保証を与える必要があると思ったからです。右のほうからいろいろな反対の声が起こってくるであろうということも想像されました。性にかかわる問題で、被害者が大変な苦しみのなかから人びとの前に進み出て、日本国家を告発するという行動をとられたわけですから、日本のなかから反対派が登場して「お前たちは単なる売春婦ではないか。そのうえにまたお金をとるのか」というようなことを言い出すことになれば、立ち上がった被害者たちが大きな苦しみをまた新たに受けるということになりますので、そ

ういう声を何としても抑えこみたかったのです。ですから、政府が非常な決意をもってこれに臨んでいることを示す必要があるということで、全国紙に全面広告を出してくださるようお願いしたしだいです。この広告は、朝日、毎日、読売、日経、産経の5紙に出し、その費用は1億数千万円もかかっております。大変な無駄遣いだという意見もありましたが、私は日本政府がそれによって決意を示したことは、今日も生きていると考えております。

もう1つの条件は、中心に立つ人はキャリアの女性であるべきだということです。その人が怒ったり泣いたりして全責任をもってこの問題を人間的に進めてほしいとお願いしました。ところが、谷野外政審議室長は「外務省にはそういう人はおりません」とおっしゃいました。そして、外務省から出された2人の事務局長は退官した外交官で、いい人でしたが情熱も力もない人で、最初は非常に苦労しました。現在は伊勢さんが事務局長になってくださって、アジア女性基金は非常に力強く活動するようになりました。

呼びかけ人になった者たちがいろいろと意見を述べて、協力関係をもって頑張ってきました。最初の記者会見のときには、三木睦子さん以下、大鷹淑子さん、その他の方がたが、皆さん「政府の態度に不満である。不満ではあるけれども他に仕方がないから、この呼びかけ人になったんだ」ということを首相官邸の記者会見室で

縷々述べられたのを私は印象的に覚えています。そういうかたちで出発しました。

アジア女性基金の組織構造

アジア女性基金は財団法人です。理事会もあり、運営審議会もあり、事務局もあるわけですが、非常に変わっております。理事長の原文兵衛さんが非常に献身的に務めておられます。理事長が権限をもつてほしい運営するというのが、どこの財団法人でもそうですが、アジア女性基金では原さんはすべての会議に出席され、皆の意見を聞き、皆が合意するようにやってほしいとおっしゃいます。何か自分が責任をとることがあれば、全部とるということでやっておられて、基金では皆、原さんの人格に打たれて働いております。

呼びかけ人というのは、いったんなったら辞められません。三木睦子さんはお辞めになりましたけれども、国民の皆さんに呼びかけた以上は辞められないんじゃないかと彼女を説得しましたが、結局はお辞めになりました。しかし、三木さんが辞められたことは政府にインパクトを与えました。呼びかけ人のなかにはまったく働かない人もいまして、会議で一度も顔を見たことがない人もいらっしゃいます。しかし、熱心な人が大勢おりまして活動しています。

(1) 三者懇談会を核とした市民運動的な運営

アジア女性基金には「三者懇談会」というのがあります。理事と呼びかけ人と運営審議委員が集まって三者で懇談会を開くのです。これがアジア女性基金ではもっとも重要な会議となっています。ここで議論して基金の方針に合意しましたら、理事会がこれを決定するというかたちになっています。非常に市民運動的な運営をしているわけです。

(2) 政府協力による運営体制

それから、アジア女性基金には内閣外政審議室と外務省の代表者が、常時あらゆる会議に出席しています。基金が出す文書はすべてその人びとのチェックを受けており、そうした人びとの合意を得て出されています。皆さんがごらんになるパンフレットも、また、理事長が事業の際に被害者に送られる手紙もすべてそのようにして作成されました。したがって、アジア女性基金の出版物は、事実上政府の出版物と言ってもいいような性格のもので、政府が承認している出版物ということになります。そういう意味で、官庁の代表者と市民側が協力して、ときには夜中までも議論して、基金を運営してきました。これも新しいかたちのものであったと思います。

さらに外からの市民運動が加わり、こうしたかたちももっと国民のあいだに広がって国民運動になっていくことを望んだわけですが、残念なことに、アジア女性基金

はスタート当初から激しい批判にさらされました。「従軍慰安婦問題」に熱心な非常に多くの方がたが基金を批判する側にまわられましたので、国民運動への拡大の願いは叶えられてはおりません。日本婦人会議や高槻むくげの会等々の少数の団体が基金を支持する活動をしてくださっていますが、全体としては今日まで国民運動的な状況を切り開けておりません。残念なことです。

基金はすべて政府の予算で運営されています。当初予算は4億8,000万円の事務経費が出ておりました。その後3年間で少し減りましたが、おそらく総額12億円以上の経費が出ているものと思われます。政府はそれだけの決意でこの問題に取り組んでいるということです。

償い事業の具体的実施内容

こういうかたちでアジア女性基金を3年間にわたって運営してきましたが、最初の1年間は準備期間でありました。そこで償いの事業の内容を決定するとともに、総理大臣の手紙も確定し、理事長の手紙も用意しました。これまでに国民から多くの募金が寄せられています。

(1) 対象国は韓国・台湾・フィリピン

償いの事業は、当該国の政府が被害者として認定した人に行うという原則を立てました。つまり、アジア女性基金としては、被害者の認定を自分たちでは行わないということです。当該国の政府が被害者の認定をしている

国に対して事業を行うということにすると、韓国と台湾とフィリピンが対象としてあがりました。この3国以外には被害者の認定を行っている国はありません。この3国を対象として事業を開始しました。それで、被害者お1人に対して、国民からの拠金を基にした200万円の償い金をお渡しするということを決めました。それから、各国の経済事情を勘案して、政府資金を原資に医療福祉援助を実施するということになりまして、韓国、台湾はお1人300万円規模の医療福祉の援助を5年間行うという援助を決めました。フィリピンは物価水準等を勘案しまして、120万円規模の医療福祉援助を行うということを決めました。

(2) フィリピン政府とリラ・ピリピーナ

それで具体的な実施に入ったのが1年後です。1996年8月16日にフィリピンのロサ・ヘンソンさん他3名の方に実施しました。償い金を受け取っていただいたわけです。フィリピンでは、まずアジア女性基金が新聞で事業開始の公示を行いました。そして、フィリピンの運動団体のリラ・ピリピーナといろいろ話し合いをしました。リラ・ピリピーナは基金に反対で、国家補償を要求している団体です。しかし、フィリピンの被害者のなかから、最初に「慰安婦」であったと名乗り出て、日本に対して要求を出されたロサ・ヘンソンさん以下の方が、償い金を受け取りたいという意思を表明されたという事実を重

く見たリラ・ピリピーナは、フィリピンの被害者がアジア女性基金から償い金を受け取りたいというのであれば、その人たちを援助するという非常に理性的な態度をとられたわけです。リラ・ピリピーナは受け入れを希望された方がたが書類を整えるのを援助されました。そして、書類が提出されまして、フィリピンの司法省が面接審査を行い、慰安所に連れていかれた被害者であるという認定を出し、これに対して基金が事業を行うということになりました。

最初のロサ・ヘンソンさんに対する支給に当たっては、フィリピン駐在の日本大使が総理大臣の手紙を伝達し、基金の代表が理事長の手紙と目録をお渡しするというかたちで事業の実施に入ったわけです。医療福祉援助は、フィリピンの社会福祉開発省と「覚書」を交わしまして、資金を提供し、援助事業の実施を委託しております。

被害者のなかには、アジア女性基金から受け取った後も、日本政府の国家補償を要求する裁判を継続している人もいます。先ごろ東京地裁でも判決が出ました。原告には非常に残念な結果が出ましたが、そのなかにはアジア女性基金から償い金を受け取られた方も加わっております。そういうふうにながら、2年間フィリピンでは順調に事業を実施してきました。

すでにロサさんは亡くなられております。ロサさんのほかに、受け取られた方のなかで4名の方がこの間に亡くなられました。受け取っていただいたことを非常にあ

りがたく思うと同時に、この方たちにとって残された人生はあまりにも少ないということを私たちは痛切に感じておるわけです。しかし、フィリピンではこのようなかたちで事業を進めることができました。フィリピン政府とリラ・ピリピーナに対して、われわれは深く感謝しております。

(3) 被害者認定しないインドネシアとオランダ

インドネシアとオランダにつきましては、少し変わったかたちをとっております。インドネシアとオランダの両国政府は、被害者の認定を行っておりません。インドネシアでは公然と被害者が名乗り出ておられます。また、支援をする運動体もありますが、インドネシア政府は認定を行わず、アジア女性基金が個人に対して償いの事業をするということに賛成しておりません。その代わりに日本のお詫びの気持ちを表すというのであれば、「慰安婦」の方を含めた高齢者全体に対する社会福祉事業に支援を要請してこられました。日本政府はこれを受け入れましたので、「慰安婦」とされた方が多く出た地域を優先的に事業をするということによって希望をつけながら、この高齢者福祉事業、ホームを造る事業に資金を出すという「覚書」をアジア女性基金がインドネシア社会省と取り交わしたのです。提供される政府資金は3億8,000万円ということになっております。

インドネシアで名乗りを上げた被害者たちは、この措

置に強い不満を表明しております。将来インドネシア政府の政策が変わって、被害者の認定を行うということになった場合には、基金としては償い金をお届けする条件ができる、そうなれば償い事業も実施できると希望を抱く者が基金のなかには少なくありません。

オランダ政府は、サンフランシスコ講和条約で対日賠償請求権を放棄しています。しかし、そういうなかで日本に対して道義的責任を果たすことを求める運動団体、対日道義的債務基金がオランダ人の捕虜を中心として活動を続けてきました。日本政府およびアジア女性基金は、オランダ政府とこの基金とのあいだで協議を行った結果、日本政府としては「慰安婦」とされた方がたへの償いの気持ちを表すために、被害者に対する生活改善向上のための事業を支援することを決定しまして、新たに作られたハウザー將軍を中心とする事業委員会とのあいだに「覚書」を取り交わし、政府資金2億5,500万円を3年間にわたって提供するという事になったわけです。この際橋本総理はオランダの首相に対して書簡を送り、「慰安婦」とされた方がたへのお詫びを伝えました。

(4) 台湾と韓国での事業

以上の3国とは異なりまして、韓国と台湾に対する事業は当該国の運動団体および当該国政府と緊張関係にあります。率直なところ事業は難航しています。

《台湾》

まず台湾では、政府の委任を受けて「慰安婦」被害を受けられた方の認定作業を行った団体「婦援会」、正式には台北市婦女救援福利事業基金会という名前ですが、この団体があくまでも国家補償を要求するということで、基金の受け入れを拒否しております。そして、非常に残念なことです、アジア女性基金が被害者と接触することも許さないという態度をとっておられます。台湾政府は被害者に対して、生活支援金を月づき支給しておりますが、その他にもアジア女性基金に対抗するという、民間から募金がありまして、被害者お1人当たり50万円、日本円にして約200万円に相当する援助金が渡されました。さらに台湾議会では日本に対して国家補償を要求するという立場をとっておられ、その圧力で台湾政府はこれまた50万円、日本円にして200万円の生活支援金を、国家補償の一時立て替えというかたちで被害者に支給しております。したがって、被害者には民間の募金と政府の拠金とを合わせますと、日本円にして約400万円の一時金が支給されるということになりました。

アジア女性基金のほうでは、台湾の高名な弁護士である頼浩敏さんが、基金を受け入れるという人を援助すると強くおっしゃってくださったことを頼りにして、1997年5月に新聞広告を出し、事業を実施する態勢をとっております。しかし、現在日本と台湾とは国交がありませんので、外交ルートでの話し合いも存在しないという状

況のもとで、事態の打開はきわめて困難であると言わざるを得ません。

台湾の呼びとは親日的であるというような誤った考え方が日本のなかに長く存在しました。台湾の人たちはいまは厳しく日本を批判しております。そういう状況ですから、韓国とのあいだで打開、妥結というものがあれば、それが台湾にも少しおよんで、変化が起こってくるのではないかと期待するほかありません。台湾の団体と韓国の団体は提携して日本政府を批判し、国家補償を要求し、アジア女性基金に反対しています。

《韓国・挺身隊問題対策協議会》

さて、韓国ですが、韓国では運動を進めている団体は「挺身隊問題対策協議会」です。なぜ「挺身隊」なのかと言いますと、韓国では「女子挺身隊」の名前で若い女性を動員して、そして、「慰安婦」に仕立てて戦場に送ったということが信じられているからです。日本では研究の結果、そのようなことを示す資料は存在しない、おそらくそのようなことは事実ではないだろうということになっていますが、韓国ではそういう考え方が一時非常に強かったために、このような名称で運動が進められているわけです。

植民地時代、挺身隊にとられたならば「慰安婦」にされるという噂が朝鮮で流れたことは事実です。これは朝鮮総督府の資料にもはっきり残っています。ですから、もちろん先ほどのような疑惑が生ずるような根拠はある

のですが、事実とは違っています。

挺身隊問題対策協議会は、「慰安婦」問題を社会的に提起するのに非常に功績のあった団体です。私たちもその点で感謝していますが、この挺身隊問題対策協議会が、非常に強硬な態度でして、アジア女性基金の解散を要求しております。どのような根拠に基づくものかと言いますと、「日本政府は法的責任を認めて公式の謝罪をすべきである。そして責任者を処罰せよ。国家補償をしなければならない」という要求を提示していきまして、アジア女性基金は日本政府が法的な責任を逃れるためのごまかしの手段にすぎない、だからアジア女性基金は解散せよと主張をしています。

日本側は総理大臣の手紙を出しておりますが、その英文の翻訳のなかに、「My personal feeling」を表明すると書いてある部分があります。「私の気持ちを表す」という日本語の文章の英訳ですが、この部分を取り上げて、手紙は「パーソナル・レターにすぎない。個人的な手紙にすぎない」と批判しています。内容を読めば、「内閣総理大臣として私のもっとも真摯なる謝罪を表明する」となっているのですが、そこは見えていただけなのです。

それから、挺身隊問題対策協議会はアジア女性基金から受け入れようとする被害者に対して、非常に残念なことですが、これを批判し圧力を加えています。つまり、受け取らないのが正しい態度であり、それを貫くべきだと被害者たちに求めているわけです。挺身隊問題対策協

議会では、基金を受け入れないハルモニたちを支援するためとして、国内で数次にわたって募金を行ったうえで、最終的には韓国政府に対してアジア女性基金が支給すると同じくらいの金額の一時金を支給してほしいという要請を行いました。台湾と同じようにですね。そして、金大中政権は本年5月7日、お1人当たり3,150万ウォン、日本円にして約315万円を支給することが決定しました。アジア女性基金からは受け取らないという誓約書を書いて、これが支給されるということになったわけでありませう。

アジア女性基金からは7人の方が受け取っておられますが、これらの方がたに対しましては、基金から受け取ったものを返せば同額を補償して、さらに追加の300万ウォン、約30万円を与えるというような説得をしているということで、非常な緊張が存在しているわけです。

《韓国の世論と韓国政府の対応》

では、一般の韓国の世論はどうかということですが、これまでのところは、「民族のプライド」という見地から挺身隊問題対策協議会の主張に同調しておられます。女性の操を汚したという気持ちが強く、これは許されないという憤りが強く、それで一般の世論も基金に対して好意を寄せる意見を表明する例は極度に少ないのです。

キムヨムサン
金泳三前政権は、物質的な面では韓国側で対処する、援助するので日本は真相究明、謝罪をしてほしいと最初には主張されました。また、アジア女性基金が誕生し、ス

スタートした段階ではこれを積極的に評価する態度を表明されました。しかし、運動団体などの強い要求があったために、のちには運動団体と被害者が一致して受け入れられるような解決策を出してほしいと、日本側に求め続けられたのです。そして、ついにはアジア女性基金の事業の実施をやめるように主張されるまでになりました。

韓国政府がこうした態度をとられているなかで、韓国の被害者のなかから7人の方が基金を受け取りたいという表明をされましたので、アジア女性基金としては非常に苦慮したわけですが、1997年1月11日、基金はこの7名の方に事業を実施したのです。その結果、これらの人びとは韓国社会のなかできわめて苦しい立場に立たされることになりました。

本年、1998年1月6日、韓国の2つの新聞にアジア女性基金は事業について広告を出しました。そうしましたら、受け取りを希望する被害者からの連絡が相次いで基金に寄せられました。韓国政府が支援金を支給したのは5月でした。そして、アジア女性基金が広告を出したのが1月ですからおよそ4カ月の期間がありますが、そのあいだにさまざまなことがありました。現在、韓国の被害者の方がたは、アジア女性基金から受け取られた方、そして、受け取ったけれども圧迫を恐れて、そのことを韓国政府には言わないで、政府の支援金もともに受け取ったという方もおられます。アジア女性基金から受け取ったということをはっきりと表明して、韓国政府から支給を

拒否された方もおられます。本人ははっきり言明しておりませんが、まわりの状況からして韓国政府からは基金を受け取ったものとみなされて、支給されなかった方もおられます。このように非常に複雑な状況がありまして、被害者の心は安らかな状態ではありません。まことに申し訳ないと思っています。

《日韓両国政府とアジア女性基金》

アジア女性基金は6月の上旬に、原理事長の名前で金大中大統領に手紙を送りまして、韓国政府の支援金とアジア女性基金の償い事業はまったく性格の異なるものであるから両立させられるし、そうすることが苦しみをつくらない道だと述べて、大統領の英断を求めました。これに対して、非公式で暫定的な回答が韓国政府から寄せられましたが、そこにはアジア女性基金は一時金の支給をやめて、歴史の教訓とする事業、たとえば、慰霊塔や記念館の建設などに転換してほしいという要望が述べられていました。これに対してアジア女性基金は、国民からの拠金による償い金のお届けは、どうしても続けたいという意思を日本政府に伝えまして交渉を依頼しましたが、韓国政府の態度は、これ以上「慰安婦問題」を外交案件としたいくないということでした。そして、大統領の訪日も迫っていましたので、アジア女性基金は事態の推移を見守ることに姿勢を定めました。この間、償い事業の実施の手続きはストップされたままになっております。

アジア女性基金からの償い金の支給を拒絶したまま、日本政府に国家補償を要求し続けながら亡くなられた金学順さん、姜徳景さんのような方がたがおられまして、われわれは非常に悲しい思いをしているわけです。同時に、アジア女性基金に受け取りたいという手続きの書類を提出したまま、基金が諸般の事情から支給を逡巡しているなかで、この世を去られる方も出ています。アジア女性基金にかかわる者としまして、非常に心を痛めております。その後、アジア女性基金には多くのハルモニから、基金を受け入れるとの表明が寄せられていますが、高齢の方がたですので今後をとっても心配しております。

求められる新しい協力関係

6月に国連の人権小委員会に『マクドゥーガル報告』が出されました。これがまた非常に厳しい内容の報告でした。これは、国連の経済社会理事会の付属の人権委員会、そのまた付属の人権小委員会というところで出た専門家の意見書です。それはそれとして尊重しなければなりません、それによって何か国連の勧告が決まったという性格のものではなく、この点をめぐってもしっかりと検討される必要があると思います。

「慰安婦」問題はどのような問題であるのかということについて、新しい資料に基づいて日本人だけではなく、国際的に全世界的に新しい検討を加えて、新しい結論を見出していくことが必要であろうと思っております。ア

ジア女性基金では五巻本の資料集『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』を刊行しました。政府が調査した資料を写真版で複製しました。これも大変なお金がかかりましたが、やはり日本政府がそのように自分たちの過去の恥ずかしいことについて調査をして、その資料を全面的に公開しているという姿勢を示すということは、きわめて重要であると考え、実現されたわけです。

さて、現在の状況ですが、金大中大統領の訪日と「日韓共同宣言」の発表が、私たちに大きな希望を与えております。村山内閣が戦後50年にして到達した植民地支配による被害と苦痛に対して、反省しお詫びするという立場を、小淵首相が韓国国民に向かって表明したところ、金大中大統領はこれを受け入れて、21世紀に向かっての協力、パートナーシップ確立のために最小限の条件ができたと確認されたということは、日韓両国にとってじつに大きな意味があると思っています。

この韓国の金大統領の行為について、中国は「韓国の外交の偉大な勝利である」という評価をして、いま江沢民国家主席が来日されて、「日中共同宣言」が出されようとしているわけです。そのなかで、日本が中国に対して侵略を行ったことがはっきりと認められるということになっております。このように、韓国や中国とのあいだに過去の歴史において犯した日本の過ち、罪というものははっきりと反省し、お詫びするというかたちをとったうえで新しい意味の協力関係ができてくるということが

非常に重要であろうと思われます。われわれはこれら隣国と心を通わせた協力関係に入らなければなりません。金大中大統領は、天皇の韓国への招待を2002年までに実現したいと決意を表明されています。これもきわめて重要なことです。

「共同宣言」の精神で解決策を見出す

そういうなかで、「慰安婦問題」は残された大きな問題ですので、これを決して先延ばしせず解決を図る必要があるということで、みんなが合意できるはずだと考えております。これまで、長いあいだいろいろな対立がありました。この問題を日本政府と国民だけが考えるというのではなく、「共同宣言」の精神で両政府・両国民がとことん話し合っ、被害者の心にそい、被害者が安らぎをもてるような解決策を見出すことがどうしても必要です。それは必ずできるはずだと確信しています。

アジア女性基金の発足から2年が経過しまして、現在私たちが確認しているところでは、登録されている被害者は韓国が153名、台湾が45名、フィリピンが100名です。韓国ではじつは187名の方が登録されておりましたが、34名の方はすでに亡くなられております。登録されている約300名のうちの120名の方から申請がありまして、現在85名に償い金をお届けして実施しております。国民の拠金から1億7,000万円が被害者のところに届けられています。小さい成果ではありますが、基金にかかわる者は

精一杯頑張っ、まいました。

皆さまのいっそうのご理解をよろしくお願いたします。

PANEL DISCUSSION

パネル ディスカッション



伊勢 それでは、これからパネルディスカッションに入らせていただきますが、その前に進行予定につきまして、簡単にご紹介したいと思います。まず、私のほうから今日の女性問題についての事業説明をさせていただき、そのあと、竹村先生、青木記者の問題提起をうかがいたいと思います。

きょうお配りしました資料のなかに『アジア女性基金の事業について』と題した緑色のパンフレットをごらんいただきたいのですが、その9ページから14ページにわたって掲載されております内容について、簡単にご紹介したいと考えております。

国際フォーラムの開催について

まず、「国際フォーラムの開催について」ですが、これにつきましてはパンフレットの10ページに載せております。ご存じのように、現代の女性問題、とくに暴力等の問題は、日本という国のなかだけで起こる問題ではなく、国際的にいろいろなことが起こります。国際的に女性の人身売買が行われ、女性を1つの国からよその国に連れていくという、そういう状態ですので、こういった国際会議がその意味でもグローバル化のなかであって、非常に大事な問題となります。

それからもう1つ、この国際会議で非常に大事な点は、政府の要職にあって女性問題を取り扱っている方たちと、NGO、国際機関という三者が一体となって何とか解

決しようとする努力、これが非常に大事なものとなっています。私たちはまず最初の事業として、この3つを一組に1996年より国際会議を開催してきました。

まず第1回目は、「女性の人権とは」というテーマで、東京と京都で開催しました。そして、1997年11月に「女性並びに子どもに対する国際的人身売買及び商業的性的搾取」に関する国際会議をマニラで開催しました。大変に長いタイトルですので、私はこれからなるべく短いものにしたいと思っています。それはともかく、続いて今年1998年11月の3日と4日にかけて、タイのバンコクで、「女性の人身売買と国際的移動」という問題を取り上げまして、ここにはアジアの15の国からこうした問題にかかわっているお役人、19のNGO、それから、アジア社会経済理事会やILOといった、4つの国連団体などが参加して開催しました。

きょうのパネリストとして参加されています竹村泰子参議院議員が非常に意味のあるステートメントをしていただきました。国際フォーラムにつきましては、これからもますます活発にやっていきたいと考えています。問題がグローバル化して、人身売買問題や女性の人権の問題は、いま国境を越えて大きな問題となっているからです。

女性の人権にかかわる支援活動

次に、パンフレットの11ページをご参照ください。女

性の人権にかかわるいろいろな活動への支援についてですが、活動そのものはじつに多岐にわたっています。手作りで作っているけれども、どうしても活動がうまくいかないということで、さまざまな団体の方が私どものほうへお見えになります。そうした皆さんに私どももできるだけのことをして、活動の支援や協力をしたいと思っております。

また、いま日本国内に事務所をもちながら、本当に大変な状態である世界のいろいろな国の女性を助けるという活動をされているNGOもあります。こういったNGOの方がたとお話しをしながら、ひどい状態にある世界の女性の問題に何とか支援をしたいと考えています。この活動は国外の問題に対して活動しているというわけではなく、日本という国がどうやってこれから国際的に貢献できるか、そして、日本が国際的に活躍できる人材をどんどん育成していくこと、女性の人権にかかわる活動への支援の目的にしております。

暴力に対するカウンセリング活動

それから、パンフレットの13ページにあります「カウンセリング活動」ですが、日本にはいま地方公共団体、NGOというようにいろいろなカウンセリング、とくに暴力に苦しんでいる女性、そういう被害者へのカウンセリング活動が盛んに行われています。しかし、設備をはじめとして、いろいろな面で十分であるとは言えません。

不足している部分がまだまだ多いわけです。最近の東京都による調査でも、暴力の被害を受けている女性、とくに家庭内暴力というものが非常に表面化しています。ところが、こういう問題を扱う人たち、たとえば、警察の方がたですとか、いろいろなカウンセラーの方たち、学校のカウンセラー、こういう方たちが被害者の精神状態を考えながら問題に対処するというやり方は、日本では残念ながらまだあまり進んではいません。ですから、進んでいる諸外国から新しい考え方やしくみをどんどん受け入れて、そして、人材の育成をしたいということで、講演会や研修会なども開催する予定です。パンフレットには今年から来年にかけての研修などの日程が書かれております。

各種調査の結果及び出版物について

それから、女性が抱えているさまざまな問題の実態把握とその解決の方策を考えていくうえでは、やはりいろいろな基本的な調査が不可欠です。ここに「各種調査の結果及び出版物について」ということで、いろいろ載せておりますが、私どもが2年間かけて取り組みましたのは、いわゆる「援助交際」です。「援助交際」につきましては、非常な興味が寄せられまして、各テレビ局も取り扱い、その後、ご両親、学校の先生、PTA等からいろいろな問い合わせがありまして、部数を増刷する必要に迫られました。きょうは持参できませんでしたが、小冊



子を作りまして、「援助交際」とはどのようなものかという基本的な調査と、これにどのように対応するのかという、簡潔に述べたものをご用意しました。

昨年と一昨年の2年間は、「女性の側からみた援助交際」という視点から取り組みましたが、今年は「男性の側からみた援助交際」という視点で、いま東京学芸大学の福富先生にお願いして調査・研究を進めております。こうした取り組みをこれからも地道に続けていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

女性問題を取り上げるということは、会場の皆さまをはじめとして、国民の皆さまから、こういう問題がある、ああいう問題があるんだというご意見をどんどんいただくことが本当に大事ですので、私どものほうにどうかお寄せいただきたいと思っております。そうしたご意見をいただきながら取り組んだ問題につきましては、出版物をはじめとするさまざまなかたちで必ず皆さまに還元いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これからパネリストのご紹介に移ります。最初にご提起いただきますのは、皆さまよくご存じの、市民運動を一生懸命行ってこられた参議院議員の竹村泰子先生です。先生は札幌での「いのちの電話活動」をはじめ、女性のための人権活動に熱心に取り組んでこられました。国会議員に当選されて以来、「慰安婦」問題や在日外国人の人権など、国内外の人権問題にかかわって

おられます。1990年代当初に「慰安婦」問題をはじめ、戦後責任が改めて問われたときに、韓国、中国などで証言の聞き取り調査をするためにアジア各国を訪問され、被害者の声を直接お聞きになりました。また、1995年当時、「与党戦後問題プロジェクトチーム」のメンバーとして、この問題に精力的に取り組んでこられました。現在は私たちが取り組んでいます元「慰安婦」の方がたへの償い事業など、内閣全般に関することを審議する「参議院総務委員会」の委員長を務めておられます。臨時国会の開会を控えて大変お忙しいなかをきょうご参加くださいました。私どもも本当にありがたく思っております。

竹村先生、どうぞよろしく願いいたします。

「一歩でも歩みだしたい…」

竹村 どうも皆さまこんばんは。ご紹介いただきました竹村泰子でございます。最初の発言は10分間というお約束ですので、たくさんのお話を申し上げることはできないと思います。

いまご紹介いただきましたように、私どもが与党におりましたときに、戦後50年を迎えるにあたりまして、何としても戦後未処理の多くの問題を50年もそのままのかたちにしておいていいのだろうかという強い気持ちを与党のなかで言い続けてきました。その結果、与党のなかで「戦後50年問題プロジェクト」というものがつくられたわけです。先ほど和田先生が基調講演のなかで社会党

はずっと国家補償を言い続けてきたけれどもおっしゃいましたが、私たちはいまもずっと国家補償を言い続けております。

社会党はもう存在しませんが、私もいまは民主党に移っておりますけれども、気持ちのなかでは国が起こした戦争で、しかも植民地や外国の方たちを国が強制連行したり、連れてきたり、あるいは外地へ派遣したり、「慰安婦」にしたりと、そういったことを起こして国が補償するのは当たり前のことですので、現在も私は国が当然補償すべきであると考えています。

ただ、戦後50年を迎えようとしている1994年の村山政権のなかで、私たちが何か一歩でも歩みだそうというそのひとつの表れが、このアジア女性基金の運動であったと思うわけです。当時の官房長官であった五十嵐先生が会場にいらっしゃいますけれども、五十嵐先生に最終的にはお預けして一任しましたが、私たちは国が補償すべきであるという主張は曲げたことはまったくありません。

(1) 従軍慰安婦問題小委員会、舞台裏の攻防

やがて1994年が暮れようとしていた12月2日、戦後50年問題プロジェクトのなかにつくられていました従軍慰安婦問題小委員会で、最終的な結論を出さなければなりませんでした。そのときの私たちの言い分と、自民党の人たちの言い分は当然のこととして平行線のままでし

た。あるときには激論がたたかわされ、またあるときにはあきれ返ったような顔をされ、そして救いがたい奴らだという表情をされ、さらには、机をひっくり返して「もうこんな議論はやめましょう、私たちはもともとやりたくないんですから」というようなことばが自民党議員の口から発せられたこともありました。そういう小委員会9回開催されました。その9回目の小委員会のなかで、中間報告の文案が提案されました。そのとき私たちがもっとも問題ありとして指摘しましたのは、いわゆる「従軍慰安婦問題」を含めて、先の第二次世界大戦にかかわる賠償、財産請求権の問題については、日本政府としてはサンフランシスコ平和条約、2国間の平和条約およびその他の関連する条約にしたがって、誠実に対応している。たとえば、韓国との関係で言えば、1965年の協定によると、日韓両国およびその国民のあいだに請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたことが確認されているという文面が入っていたことでした。

歴史的な条約や請求権協定締結の経緯を知るにつけて、それぞれの事情や案件がちがうと言いましても、決してすべて誠実に対応してきたとは限りません。とくに、1965年に締結された日韓基本条約は、日本が賠償協定に応じなかったために経済協力協定となったことを考えますと、私たちはとてもこのままでは受け入れられる文章ではないということを主張し続けました。どうして、こういう文章を出さなければならないのかということの主

張し続けたのです。その日は終わりました。

そして、5日ほど過ぎた7日、小委員会で再度提示された文案は、誠実に対応してきているというような文章は削られていました。また、政府の役割のところでも、基金に対して拠出を含め、可能なかぎりの協力を行うべきものとするという文章から言えば、前段で国の関与を認め、道義を重んじる国としての責任を果たすというような文章とは大きな齟齬があり、認めがたい主張でした。

3時の3党座長会、4時にプロジェクト全体会、そして官房長官のお部屋へ何度も幹部が通うという緊迫したなかで、村山内閣が終われば次は橋本内閣ということは明らかでありましたから、私たちはここで何かとにかく一歩踏み出そう、ステップを踏み出そうという思いで、この基金という方策をとったわけです。

(2) アジア女性基金がもつ2つの側面

しかしスタートした基金は、その内容がなかなか理解されず、いまも和田先生のお話にもありましたように、原理事長をはじめとする多くの方がたが、この間どんな苦しみを覚えられたかと思います。

いま伊勢さんからのお話にありましたように、また、ご来場の皆さんは北海道の方たちですから、『北海道新聞』の11月17日の全面広告をお読みくださればおわかりのとおり、基金は2つの面をもっているんだということがあまりよく知られてないようです。私も先日バンコク

の国際会議に出席させていただきました。11月3日、4日の両日にわたって開催されました「女性の国際人身売買」と題したアジア地域会議です。女性がいまだにこうしたことで会議を開かなければならないという意味は、いったい何なんだろうと考えさせられてしまいます。

いま、ご報告が少しありましたので重複するところは避けたいと思いますが、最初に共催団体を代表して、ESCAPのモイ事務局長が、アジアの経済的な混乱により、貧困や失業はさらに増大し、そのため女性や子どもに対する売買や性的な搾取は増え続けている、マニラ会議後1年で開催される今回の会議は大変時宜を得ていると述べられました。そして、私は12年間、国会議員として、女性問題と少数者の権利について活動してきた者として、「慰安婦問題」を生んだ背景、そして、現在でも続いているアジア諸国での日本人男性による観光売春の根底には、日本社会にいまだに続いている女性差別があると強調しました。さらに、人身売買の受け入れ国である日本におけるアジア女性の置かれている状況について、いろいろ例をあげてご紹介をしたうえで、具体的な協力で役に立つ情報の交換がこの会議で達成できるよう希望するという開会のご挨拶を申し上げました。

たくさんの方が話し合われましたが、出席者からパネルディスカッションのなかで、とくに「売る」「買う」両方の売買春、あるいは「子ども」等の定義自体が曖昧であり、したがって、相関関係があるのは当然ながら解



決方法や戦略が明確に出てこない、かえって被害者が犯罪者として処罰を受け、不利益を被っているのが現実であるという指摘がありました。あるいは、政府とNGOでは問題に対するアプローチに決定的な違いがある、人身売買を犯罪予防ととらえ国境で厳しく取り締まるか、当事者個人の権利を保護してエンパワーするか、これで結果も違ってくるといふ問題です。

その他多くのことが話し合われて会議は最後に、中央アジアを含むアジア地域からの参加者により、8ページにわたる「女性の国際人身売買撲滅バンコク合意とその行動計画」を採択して終了いたしました。

この「合意と行動計画」は、参加者および参加国を直接拘束するものではありません。しかし、来年開催される予定の「世界女性会議」に向けた「アジア地域準備会議」に提出され、「世界女性会議」の行動計画に影響を与えるという意味では、重要な合意・行動計画であると言えます。

私の持ち時間が過ぎてしまいました。また、次のセッション、そして、ご質問があったときにお答えを兼ねて申し上げたいと思います。ありがとうございました。

伊勢 竹村先生、どうもありがとうございました。次のパネリストであります、青木隆直記者をご紹介します。青木記者は現在北海道新聞社の東京支社で外報部次長として活躍されております。とくに、サハリン残留

韓国・朝鮮人問題をはじめ、戦後責任の問題がクローズアップされた1992年から1995年まで、ソウル駐在の特派員として韓国の被害者、支援団体、政治家、マスコミの各分野で精力的な取材活動を行ってこられました。

それ以前の1988年には、サハリン残留韓国・朝鮮人問題を扱った長期連載企画、「祖国へ サハリンに残された人たち」の取材班キャップとして、サハリン、モスクワ、韓国を取材されております。この一連の取材記事に対して、その年のジャーナリスト特別賞を受賞されております。青木記者には、今回ジャーナリストとしてこの問題を見つめてこられた立場から、いろいろお話をうかがいたいと思います。よろしくお願いいたします。

特派員が見た韓国での「慰安婦」問題

青木 皆さん、こんばんは。『北海道新聞』の青木です。新聞記者というのは書くことは得意なんですが、しゃべるのはあまり得意ではありませんので、そのへんをお含みいただければありがたいと思います。

まず最初に、「従軍慰安婦」ということばを、できれば私は使いたくないのですが、一般的にほかに代わることばが现阶段ではあまりありませんので、あえてそのことばを使わせていただきます。

いまお話がありましたように、私はじつは1990年の夏から1995年の春まで韓国にいました。ちょうど「従軍慰安婦問題」が表面化してから基金ができる直前までに

なります。特派員として、それからその前1年間はことばの勉強ということで向こうにおりました。きょうはおよそ4年間の滞在生活のなかで見てきた韓国の「慰安婦」問題について、おもにお話ししようと思います。

(1) 問題を考えるうえでの3つのポイント

私がずっと見てきて感じたことは、じつは次の3点に要約できるかなと思います。1点目は、日本というのは、「従軍慰安婦問題」に対して、つねに逃げ腰であったと、つねに潔くない態度を示してきたと、つねに消極的だったと、そういう印象が非常に強く私にはあります。韓国のなかでも同じようなとらえ方でありまして、それが日本に対する、いわゆる「対日不信」というものを増加させてきたという点です。

それから第2点ですが、先ほど和田先生からアジア女性基金の発足や活動内容についてのお話がありましたが、韓国社会の実態をいったいどこまで把握されてこの基金を作られたのであろうか、そして、運動されてきたのだろうかという素朴な疑問を、私は韓国の人たちと接するなかでつねに考えてきました。

そして3点目は、せっかく作られ活動されているアジア女性基金の中身がよく知られていない、とくに韓国内においてはいろんな誤解もあるでしょうが、やはりPR不足だったのではないかと感じています。これらの3点について話してみたいと思います。

(2) 「対日不信」をつのらせた日本政府

最初の日本が「従軍慰安婦」問題に対して逃げ腰だったというのは、どういうことかと言いますと、最初は1990年の6月ごろだったと思いますが、参議院で初めてこの問題が表面化したときに、たしか日本の政府答弁は「軍の関与も政府の関与もなかった」というものでした。それが、3年後の1993年の8月に当時の河野官房長官の談話で、「[[慰安婦]の募集にあたっては強制性があった」ということを日本政府として認めたのですが、その3年間の流れというのは、行きつつ戻りつつという状況だったのではと思います。

とくに、1992年の7月の「河野談話」の1年前に、当時の宮沢内閣の加藤官房長官が第一次の調査結果を発表していますが、そのときの韓国社会には、せっかく調査をするのだから、これはかなりのものが出てくるだろうという期待感がありました。ところが、実際にはわずか127点の資料をもとに「強制性はなかった」、「そういった資料は見つからなかった」という発表だったわけです。このときの韓国側、とくに支援団体や被害者の方たちの反応は、「自分たちに聞き取り調査もしないで、そういう結論が出せるのか」というものでした。「どれだけ日本国内のあちこちから資料を探したのだろうか」、「本当に日本はこの問題を真剣に解明するつもりはあるのだろうか」といった空気が強かったわけです。1993年の河野官房長官談話以降も、日本ではいろいろな方がこの「慰

安婦問題」について発言しています。時には韓国側の琴線に触れるような発言だとか、非常に韓国側を怒らせると言いますか、ますます日本に対する不信感をつのらせる内容が目立ちました。

(3) 韓国社会の実態

次に2点目ですが、日本側は韓国社会の実態や状況をどこまで把握されて、この基金というものを作られたのかということです。韓国の被害者の方、あるいは被害者団体の「ねがい」というのは国家による補償です。ところが、基金というのはそうではなくて、民間募金プラス政府の拠出です。先ほども「二人三脚」というお話も出ましたが、「国民の募金もあるけれども、政府もお金を出す」というところが、韓国ではよく理解されないわけです。「強制性があったことを認めて日本政府がお金を出すというのであれば、なぜ法的責任を認めないのだろうか」「法的責任を認めず、それは解決済みだと言っておきながら、道義的責任でやるんだ」という日本側の考えが、彼らには理解できない。法的責任と道義的責任の使い分けをしていることが、彼らにとって対日不信感になるんです。つまり、そういうやり方が、いわゆる「日本的な曖昧さ、ごまかしなんだ」ととらえられているのです。

1965年の日韓条約締結に伴って、たしかに日本政府は法的責任は解決済みと言っていますが、これがなかなか

韓国側には理解されない。実際に、基金の発想が出たときに、なかなかうまいことを考えたなど私自身は感じました。日本の法的責任を認めないなかで、しかし、何とか被害者の方たちに気持ちを示したいという思いから出てきたものだと、そういう考えは私には十分理解できません。当時の政治状況を考えて場合に、先ほど竹村先生もおっしゃいましたが、3党連立政権になって、一方では法的責任は解決済みだとは言っているけれども、「何とかそこで気持ちを表したいんだ」ということ。村山総理や五十嵐官房長官が一生懸命考えられて、「何か一步踏み出したい」というところから出てきたものが、この基金なのですが、結局、そうした考えが被害者なり被害者団体のほうに違ったかたちで伝わっているのです。

それは何かと言いますと、私も挺対協の幹部と話したことがあります。が、「いまの日本の政治状況ではこれしか方法はないかもしれない。いつまでたっても日本は法的責任を認めないだろうし、被害者の方も時間がたてばたつほど亡くなっていく人も増えるだろう。そうなる、こういうこともひとつの方法ではないか」と私が言いますと、「冗談じゃない。われわれはあくまでも国家補償を求めていく。そうしなければ、結局日本側は、お金を出したんだからこの問題はもういいじゃないか。真相究明ももういい。すべて終わったことなんだと、必ずそう出てくる」といった厳しい反論が返ってきました。やはり、日本に対する不信感が非常に強いわけです。韓国で

は「日本の国民の善意はよくわかるが、それに政府が入ってきたことによって結局どっちつかずになっている。これは政府のお金なのか、国民の意向なのか、いったいどっちなんだ。結局日本政府はそういうかたちで国民に肩代わりさせてごまかしてしまうんじゃないか」という空気が非常に強くて、それはいまだに続いています。ですから、せっかくの善意が、逆に韓国側の反発を招いてしまったという非常に残念で皮肉な状況になっています。もめることになった最大の原因というのは、やはりアジア女性基金そのものの性格が、いま述べたように2つあったことによると私は思います。

(4) 「日本的発想」ゆえのPR不足

それから、3番目のPR不足ということについては、これはいま私がしゃべったように、アジア女性基金が発足したような経過も、それから、連立政権のなかで大変なご苦労があったことなどについて、韓国側のマスコミもほとんど知りません。PRがほとんどなされてなかったのではないかと思います。韓国のマスコミの影響力は日本の比ではありません。日本に関する問題を韓国のマスコミが取り上げて、それを信じて大使館にデモをかけて、どんどん反日感情が高まっていくということはよくあります。ですから、アジア女性基金が発足したときに、もう少し韓国側にきちんと説明するなり、向こうのマスコミに説明会のようなものを開くといったことを行えば、

事態がちがった展開をしていたという可能性もあります。これは実際に韓国のマスコミも、そうした経過などについて私たちもほとんど知らないんだと言っていました。

あえて厳しいことを言わせてもらえば、「私たちの思いもあるんだし、何とかしてあげたい。私たちの思いがいつか韓国側にもわかってもらえるのではないか」というところから結局は出発してしまっただろうか思います。つまり、「日本的発想」に終始したのではないかということです。

では、今後どうしていけばよいのかという点については、この後の意見の交換のなかで、時間があれば私なりの考えを述べさせていただきたいと思います。以上です。

伊勢 ありがとうございます。非常に重要な点を指摘されましたので、和田先生、これに関しましてご意見をお願いいたします。

われわれのやり方でぶつかっていく

和田 青木さんが指摘された点は重要だと思います。韓国人と日本人の考え方というのは非常に違います。先ほど私はフィリピンの例を申しましたが、フィリピンでももちろん日本に対して憎しみをもっておられます。ロサ・ヘンソンさんも日本軍の兵士から受けた仕打ちは本当にむごいものでしたから、憎んでおられました。しか

し、フィリピンと日本との関係は、日本と朝鮮の関係とちがいます。朝鮮は36年間にわたって植民地の支配を受けました。そして、朝鮮では、「近代朝鮮の夏目漱石か、島崎藤村か」という代表的な文学者たちが15年戦争のなかで、みんな日本の手先、「親日派」にされてしまいました。そのようにして自分たちのいちばん大事なものを奪われてしまっているという記憶がありますから、日本に対して非常に強い憤りが国民のなかに存在するのです。そこからこの問題に対する原則的な対応が出ています。

日本はどうかと言いますと、いまもご指摘がありましたように、いかにも日本的なのです。明治維新も何だかよくわからないかたちで変わっているわけです。本当はあれは革命そのものなのですが、しかし、あのようスルスルと天皇家が出てきて変わってしまい、大政奉還というかたちになりました。

戦後は、マッカーサーによって改革が進められるというかたちになっていますから、日本では何かすべてがはっきりせずに、ゆっくりと少しずつ変わっていくというかたちで変わってきた。そういう社会ですので、はじめがついていないという問題があります。ですから、韓国とはまったく異質でして、そういうところから問題の出し方も非常にずれてしまっていると青木さんがご指摘のとおりのことが出てくると思います。

いつかは韓国人も日本人のそういう気持ちをわかって

くれるだろうと思って始めたのではないと言われてれば、まさにそのとおりです。しかし、私たちも開き直って言えば、そうしかできないのです。ガラリと政府も交替し、世の中がどんどん変わっていくような社会なら、皆の気持ちもドンドン変わるということなら、別のやり方ができるでしょう。しかし、国民のなかの意見の分布をとっても非常に接近しています。政府が「従軍慰安婦問題」についてお詫びするんだと言っても、あれだけ強力な反対運動が昨今起こったりしておりますね。そういう状況ですので、結局はわれわれはわれわれのやり方で、とにかく韓国人とぶつからざるを得ないと思っています。それ以外にわれわれにはやりようはありません。50年、100年闘争しても正しい解決を求めるといのが挺対協の方針です。しかし、私は今日の東北アジアに生きていて、われわれにそんな余裕がないのではないかと思います。

金大中大統領が、そんなふうにしていたらダメだ、われわれはお互いを見て、認めあってやっていかなければならない、それには最小限の日本人は過去を反省する必要がある、詫びる必要があると言われて、村山首相の謝罪をみとめる、小渕首相の謝罪を受け入れると言われましたが、これは韓国人にとって新しい問題提起だと思えます。ですから、この後どのように議論が変わっていくかということに注目しております。

伊勢 先ほど青木さんは、ご自分の対応策をお考えになられているとおっしゃいましたが、いまの和田先生のお話ともからめて何かございますでしょうか。

悪循環に陥っていくことを危惧する

青木 たしかに支援団体の「50年、100年かけても、被害者が亡くなってもわれわれは真相究明するんだ」という発言は私も聞いています。実際これは無茶な話で、肝心の被害者が亡くなったらどうするんだ、それでは運動のための運動ではないかと思う部分もあります。ただ、現段階で韓国政府が「被害者に対する償い金の支給はやめてくれ」と言ってきているなかで、もし仮にいまのまま支給を続けていった場合にどういうことが起きるかを考えますと、秘密裏に支給をしたとしても当然わかってきます。そうすると、この強硬な支援団体は騒ぎはじめるでしょうし、マスコミもこれに同調してきます。そうなれば、韓国政府としても日本政府に抗議せざるを得ない、韓国世論がますます沸いてくるということが目に見えるわけです。

それと同時に、日本国内でも、おそらく「なんでお金を出して償おうとしているのに受け取らないんだ」、「おかしいじゃないか」といった意見。あるいは、「いや、そうじゃない。受け取れない理由があるんだ」と、日本のなかでも見方が混乱してきて、せっかくの被害者の方に渡したいという気持ちが逆に受けとられ、また悪循環

に陥ってしまうのではないかと危惧するわけです。

伊勢 いまの償い事業が非常にむずかしい岐路に立たされていることが、いまの青木さんの発言からもよくわかると思います。竹村先生、この問題に関しまして何かご意見がございでしょうか。

「個人補償」をあきらめてはならない

竹村 皆さまもいろいろ質問したいとお考えでしょうから、それをお受けしたほうがいいと思います。政権党である自民党が「個人補償」を認めないと、国が個人に補償することを認めないなかで、隘路を見出したアジア女性基金でしたが、それがいま青木さんのお話にもありましたように、快く受け入れられていないということですね。

ただ、国会で「戦後50年の問題」が審議される前に、私は調査のためにアジアの国ぐにを歩き回りましたが、あるところでは自分が「従軍慰安婦」にされていたことを本当に知られては困ると、それで昼間人のいない居酒屋さんのような所でこっそりと会いたいと言って、4人の元「慰安婦」の方たちとお会いすることもありました。そして、亡くなられましたけれども、韓国の金学順さんをはじめとする「慰安婦」であったハルモニたちが、儒教思想の強い韓国で、自分は「慰安婦」だったことをどんな思いで明らかにしてくださったのかと思うと胸が痛

みます。私はオモニ、ハルモニたちと何回も抱きあって泣きました。そういうなかで、このおばあさんたちに何かしてあげられることはないか、せめてお薬代、せめて治療費を差し上げたいと思いました。この思いはいまもあります。

ですから、そのおばあさんたちが韓国の政府からは生活支援金をもらっているけれども、日本の善意と日本の政府が運営費を出して、「個人補償」は絶対出せませんとかたくなに言い張りながら運営のために4億円ほどのお金を毎年出しているわけですが、そういうかたちで日本の国民の善意を受け取ってよかったねというようになってくれないかなと思います。しかし、いま青木さんのお話にもありましたように、それはなかなかむずかしいこととして、韓国政府としては、1日も早くアジア女性基金からお金を出すようなことはやめてほしいと思っているようです。そう考えますと、本当にどうしたらよいかわからなくなってしまいますが、やっぱり政府がここで一步踏み出して、国が「個人補償」を可能にする道、これをつくるしかないと考えています。大変ですけれども、決して私はあきらめてはいけないと思います。



伊勢 パネリストの方はそれぞれの思いがありまして、いろいろのご意見をうかがえますが、その反面で、会場の皆さまのご質問やご意見をお聞きする時間が短くなってしまいうというジレンマにいつも立たされてしまいます。ここで質問に移らせていただきます。どうぞ活発にご質問ください。

A 私はきょう釧路から7時間バスに揺られてやってきました。パネリストの先生方も大変だと思いますが、私も一生懸命になってやってきたものですから、多少勝手なことになるかもしれませんが、ご了承ください。

まずお3人にお聞きしたいのですが、和田先生のお話を聞きながら、ずいぶん頭のなかを整理させていただきましたが、どうも先生たちが熱心に勧誘しておられる基金は、政府とか日本の国家権力というものから本当に自由なのだろうか、そのところがどうも引っ掛かりました。

私は一昨年まで高校の教師をしておりまして、定年退職のあとすぐ1年9カ月ばかりソウルへ行って、高校で教えた在日韓国人の卒業生のついででソウル大学で[60の手習い]をしてきました。じつは私の家内と一緒にきましたので、時間のある彼女は約20回ほど水曜デモに参加し、ナムム家に行き泊めていただいたりしております。私も数回出掛けました。

そういうところで出会ったハルモニたちと会った感じ

は、どうも基金の歩みの経緯としっくりしませんでした。それはどうしてだろうかと考えてみましたが、民間主導であればもっとすっきりするのではないかという思いでお話をうかがいましたので、よろしくお願ひします。

それから、竹村先生におうかがいしたいのは、ちょっと言葉尻をとらえるようで恐縮ですが、先生は最初「私たちはいまもって国家補償を言い続けている。あきらめたことはない」と切り出されたあと、「私は」と言い換えられたことに引っかかりました。基金が生まれた当時与党の側にいらっしゃって、現在は立場がちがうという場合、「私たち」なのか「私は」なのか、それをうかがってみたいと思いました。それで、最後のほうでおっしゃった「決してあきらめてはいけない」というときに、「私たち」という呼びかけなのか、「私」の呼びかけなのか、そこをもう1回確かめたかったからです。

それから、最後に青木先生にうかがいたいのですが、先ほどのお話を聞いていますと、青木先生がちょうどソウルを離れられたあとに私が行ったようですが、今後どうすればいいかということを考える場合に、もう少し敷衍していただけないか、ちょっと欲張りすぎて申し訳ないのですが、以上です。

伊勢 長い時間をかけておいでになって本当にありがとうございます。皆さんへのご質問ですので、まず和田先生からお願いいたします。

和田 ありがとうございます。じつはまさにそういうご意見があります。つまり、アジア女性基金が本当に民間の基金であれば、それはそれとして受け入れられるが、基金が政府と関係をもっていて、政府が本来の正しいことをやらないのをごまかすための、隠れ蓑になっているんじゃないかという批判です。それに対する私のお答えは、縷々申し上げたと思いますが、基金は政府と国民が協力してお詫びと償いを進めるといふ新しいかたちを追求しているものでして、残念ながらまだ韓国では理解していただけないけれども、私は日本ではやはりそうしたかたちがよいと思っています。

じつは、「慰安所制度」の問題は、誰かが誤って戦争を始めたという問題とはちがいます。これは戦争に巻き込まれた大勢の日本の兵士も関係している問題でして、行われたことがもしもレイプであるならば、それにかかわった全員が犯罪人です。レイプはどんな場合でも犯罪ですから。そういう問題ですから、国民がこの問題に関与して政府を助け、政府と国民が一緒になって償いをするというのは私は正しい道だと思います。私は当初は国民もお金を出し、政府も出して一緒にお金を集めて基金を作って償いをするという考えでしたが、政府の姿勢が曖昧であったことはたしかです。

しかし、私たちとしては政府と国民が一緒になって償いをするというかたちを追求しようということによって

きました。質問された方のお考えはよくわかりますが、その点では、いまから乗り換えることはできません。残念ではあります。

伊勢 竹村先生、お願いいたします。

竹村 はい。私のことばのつかい方がよくなくて、申し訳ありませんでした。「当時私たちは」と申し上げましたのは、社会党時代という意味です。社会党時代は、社会党だけがこういった問題を取り上げてきていたと言っても決して過言ではなかったと思います。ですから、私たちは国家補償を求め続けましたという意味で「私たちは」と申し上げました。

現在、国会議員のなかでどのくらいの人が戦後補償問題、未処理の問題をきちんとしなければいけないと考えているのかと問われますと、私の所属しております党もそうですが、やはりどの党もいろいろな考えの方がおられます。自民党さんの場合は、大半がと言ってもいいのではないかと思います。国家補償は必要ないと、すべての賠償問題はサンフランシスコ平和条約で決着済みと考えておられるようです。

ですから、「いま私たちは」という表現を私はできません。私と同じ考え方をもつ同志はたくさんいると思いますが、私個人としては少なくとも国が補償しなければならない問題であると考えています。そういう使い分け

をしております。

伊勢 ありがとうございます。青木先生にお答えいただく前に、先ほどのご質問について、私のほうからうかがいたいことがございます。ナムムの家にお泊まりになって、いろいろとお話しをされたときに、アジア女性基金とこの方たちの考えていることがじっくりとしないとおっしゃっていた点です。じっくりこないということで、何か具体的な例がありましたらお話ししたいと思っています。

A 私自身も具体的にどうのということではなくて、「感じ」と言いますか、ニュアンスとして何かすっきりしないというものでして、つきつめてよく考えられないでいるんですが、一緒に食事をする機会も何度かありました。それから、日本語のわかる方がほとんどですが、そうでない方もおられます。私の韓国語よりも、ハルモニたちの日本語のほうがはるかに立派ですが、いろいろやりとりしました。家内は私よりも韓国語が苦手ですが、接する機会が私よりも多いので皆さんは無条件に受け入れてくれます。この10月にも行きましたけれども、家内を自分の部屋に招いて食事を作ってくださいるハルモニがおられたりします。そういう「わかりあい」ですね、非常に感覚的で申し訳ないんですが、そういう「わかりあい」と、このことについて、しかしハルモニたちが支援

グループの人たちと一緒に日本大使館の前で叫び、このことについて訊かれたときに異口同音に答えることとはまったくちがうですね。そのところがじっくりこないわけです。もし、和田先生がハルモニたちとお会いになって雑談的なやりとりをされたり、食事を一緒にされたりすれば、そこらへんがわかっていただけるのではないかと思います。

伊勢 ありがとうございます。青木記者、お願いいたします。

青木 いまもし、できるのであれば、アジア女性基金のほうで韓国のマスコミに対するPRを、もう一度やってみられてはという気がしています。いま発言なさった方は韓国に1年半ほどおられたということですから、韓国のマスコミの状況をよくご存じかと思いますが、最近では日本を直視しようという動きも出てきています。等身大の日本をそのまま見ようということですが、残念ながら、これまでは日本については彼らは意識的に後ろ向きな見方をしておりました。

私が特派員をしておりましたときに、韓国の全国紙の論説委員から「読者が喜ぶから日本と北朝鮮の金日成主席のことについては何を書いてもいいんだ」ということを聞いたことがあります。ところが、だんだん日韓のあいだが近くなってきて、マスコミも日本の実態をよく取

り上げるという状況になってきました。以前より冷静に考えられるのではないかと思います。韓国でのマスコミの影響力は大きいですから、そこで改めてこの問題をいったいどうすればいいのだろうかということ投げかけ、日韓がともに考えてみるのも1つの方法ではないか思います。

韓国社会では、先ほども報告がありましたように、とにかく「アジア女性基金はけしからん」というのが大多数ですから、1月に向こうの新聞に広告も出ましたけれども、こちらの思いをもう一度説明してみて、理解を求めるといっていいのではないかという気がします。もちろん、そうしたからと言ってすぐに「そうですね」とはならないと思いますが。

それから、アジア女性基金に寄せられている日本の国民の皆さんのさまざまな声を読みますと、「本当にご迷惑をかけたので、何とか自分の気持ちを表したいのだが、日本政府はなかなか前向きに取り組まないの、やむを得ずこういう方法で表したいんだ」という声が少なくありません。私はこういう気持ちが非常に大事だと思うんです。この人たちの、まさに善意を生かす方法はほかはないのかなということなんです。しかし、一方で基金には絶対反対という韓国内の声があります。

では、どうすればいいのか？ 先ほど言いましたように、政府が絡んでいるのでダメであるとなれば、できるかどうかはわかりませんが、アジア女性基金というのは

純粋な国民基金であり、政府とは無関係だ、国民の本当の思いで作ったのだということになれば、どうなのかなという気がするわけです。

もちろん、仮にそういうかたちになったとしても、韓国の被害者団体や被害者から日本に国家補償をしろという声は消えないでしょうし、永遠に続くと思います。「日本の国民の気持ちはわかった。それはそれでいただきます。しかし、日本政府に対する個人補償の要求はずっと続いていく」となるでしょう。それに応じないかぎり、そのことばには堪えなければなりません……。ですから、本当に一生懸命このアジア女性基金をつくって、この問題を何とかしたいというお気持ちは私にも非常によくわかりますが、結果的にこれだけボタンがかけ違ったような状況になっているのだとすれば、思い切って発想を転換するというのも1つの方法なのかなと思います。それが実際に法的にはどうなのかということについてはわかりませんが、とりあえずそのようなことを思っています。

伊勢 ありがとうございます。次の方どうぞよろしくお願いいたします。

B おうかがいしたいことは2つあります。1つ目は竹村さんに、2つ目は和田さんに、それぞれお訊きしたいのですが、まず1つ目は、アジア女性基金の事業は政府

と国民の協力でということ、政府は運営費と医療福祉、お金を出しているということなんです、そのことによって政府は国家賠償の肩代わりにしようという魂胆があるのではないかと私は思っています。この点は先ほどの方のお考えと同じです。やっぱりそういう疑問があります。竹村さんは政府の尻を一生懸命たたいておられるようですが、なかなかみこしを上げそうにないようです。私がお訊きしたいことは、政権が変わりましたが、国家補償に対する政府の姿勢と言いますか、対応と言いますか、その状況をもっと具体的にお訊きしたいという点です。

2番目は和田さんにお訊きしたいのですが、村山内閣に懇望されて呼びかけ人になられた三木睦子夫人のことなんです、彼女はももとは国家補償を訴えていた方だそうです。和田さんのお話では、説得したけれども辞退されてしまったということですが、三木さんにすればきっと何か腹に据えかねる事態があったのではないかと想像されるわけです。もしも、差し支えなければ、そのへんの事情についてお話しいただければと思います。以上です。

伊勢 ありがとうございます。竹村先生、先にどうぞ。

竹村 私に対するご質問は、政権が変わったらどうするかということではなくて、政権が橋本政権から小渕政

権に変わったけれども、何かが変わったかというご質問ですか？ そこがよくわからなかったのですが、もしそうであれば、自民党政権が続いているわけでありまして……。

B 橋本政権、それからいまの小渕政権が具体的にどんな態度をとっているか、たとえば、国家補償について交渉に行くとしたら、いったいどんな対応なのか、そのへんをうかがいたいのです。

竹村 本質的には何も変わっておりません。自民党は同じ態度で接しておりますし、私たちが、たとえば、この問題で交渉に行くとしましても、いままで言ってきたとおり、もうすべて賠償は解決済みですと、しかも、村山政権、橋本政権であのように謝罪を行い、そして、基金をつくりだしたということで、この問題はもう解決済みですと、このように申されます。そして、私もいまは予算委員会のメンバーではありませんので、そこでの質問ができませんが、仮に質問ができたとしても、多分同じような答えが返ってくるものと思います。本質的には何も変わっていないということで、私たちが政権をとったときにこそ変化が起きるだろうと思っておりますが、自民党の政権が続いているかぎり、2年ごとに大物の閣僚級の人たちが妄言を吐きますので、本質的には何も変わっていません。そのことに対して韓国政府も、金

大中大統領が「日本の政治家、国会議員が何も変わっていない。2年ごとにああいう発言が出てくるのはいったどういうわけか。このことにいちばん腹が立つ」とおっしゃっていましたが、私もまったくそのとおりだと思います。

B 要するに、やる気はさらさらないということですね。

竹村 まあ、そうですね。そうだと思います。

伊勢 ありがとうございます。和田先生、お願いいたします。

和田 三木さんがなぜお辞めになりたいと表明されたかということですが、三木さんは国家補償ということを要求されていましたが、総理大臣夫人でしたから、自由民主党の様子を見ると、それができないということもおわかりになりました。そこで迷った末に、基金でやるしかないと思われて、呼びかけ人になりました。それが結局お辞めになるということの引き金になりましたのは、橋本総理大臣がこの問題でお詫びをするかどうかについて曖昧だということです。総理に申し入れに行ったときに総理の態度がはっきりしないということで三木さんは相当憤然とされたようです。それがお辞めになる原

因だと思います。

橋本総理はああいうお人柄ですから、人から詫びろと言われると、何だと反発するところもあったのでしょうか。手紙を出すということは政府の方針でしたし、橋本さんは村山内閣の閣僚でもありましたから、やるというおつもりだったのではないのでしょうか。内容についてはいろいろ考えもあったと思います。

三木さんが辞められたので、基金のなかでも非常に緊張しました。そこで政府のほうにも強くお願いをしました。もしも総理大臣のお詫びの手紙が出ないようでしたら、もう基金は存続できない、われわれももう基金にかかわってられないと申しました。基金としては立つか立たないかという瀬戸際だということで、政府のほうから確約をもらうように何度も何度も議論をしました。ですから、三木さんはお辞めになられましたけれども、基金は助けたいと言っておられます。「閣外協力」というんでしょうか、外から助けてくださっているのです。三木さんのお宅の玄関には基金の募金箱を置いていただいているということも聞いてます。

それから、私は基金は政府と国民の協力で進めてきたものであって、このかたちがいいと申しました。しかし、かたちとしてはいくらでも対応できるわけでした、青木さんがおっしゃられたように、せめて民間から募金した国民の願いというお詫びの気持ちがこもった拠金に基づく200万円の償い金だけでも、韓国側もそれだけなら受

け取ってもいいと言ってくれるなら、それはもう私たちとしては非常にありがたいことなのです。政府のほうの医療福祉援助というものは、別のかたちで考えてもらうということはいくらでも可能になるわけです。

実際、アジア女性基金のなかでは、この200万円の償い金だけは国民からお預かりしているものですから、何とかこれだけはお届けしたいということを政府のほうにも強くお願いしているくらいです。ですから、その分はまさに民間の基金的な性格をもっていますので、そこを認めてくださって、政府のほうからお金をもらいますと、国家補償を要求しているので差し障りが出るので、政府からもらいたくないと言われれば、政府のほうの医療福祉援助は外して国民からの200万円だけを受け取っていただく。韓国政府のほうは300万円をお出しになっておられますから、それより少ない額の200万円を日本から受け取っていただくということがもしもできるなら、私たちは国民にお願いした経緯もありますので、それがいいわけです。もしも、そうでないと、国民の皆さんに韓国側から拒絶されているので、お返ししますか、どうしますかということをおうかがいしなければならなくなります。日韓友好でこれからやっていこうというときに、そういうことはどうしてもしたくありませんので、せっかく国民から寄せられた気持ちというものは、何とか生かしたいと考えています。

それから、PRにつきましても、国民から寄せられた手

紙を何とか盛り込んだような新しい広告を出して、韓国の世論や新聞にも訴えたいという気持ちもあります。そういう考えも基金の内部から出ております。そういうことですから、かたちとしてはいかようにもとり得るということで、私たちとしては基金の事業というものはどういう部分を取り上げても、それは国家補償を要求なさることとまったく矛盾しないと説明しております。

日本の政府のほうは、もうこれでやめてくれということだと思えます。日本の政府はもうこれ以上できないという考えでこれをやっておられると思えますけれども、要求される方のほうは基金のどの部分を受け取られても、国家補償を要求していかれることは、もちろん可能であるということです。私も挺対協の尹先生にも、受け取られても心配ないと、国家補償の要求もこれまでどおりやっていきますからと話しております。

伊勢 ありがとうございます。ご質問のある方……、どうぞ。

C 本当はたくさんうかがいたいことがありますが、時間が限られているようですので、2つばかりおたずねします。

地元の大学の教員をしております。和田先生にうかがいますが、私はちょっと情報不足でわかりませんので、端的にお訊きします。今年の1月に韓国の新聞に掲載し

た広告以降、基金を受け取りたいとの希望が相次いだとおっしゃいました。それから、後段で基金を受け入れたという人が多いという表現もされています。この点について、数字も含めて具体的にお話しいただければと思います。

それからもう1点ですが、日本政府は「従軍慰安婦」問題にかかわる蛮行の資料の公開をしているとおっしゃったようですが、私自身は絶対そうは思いません。そのへんについてお願いいたします。

伊勢 ありがとうございます。和田先生、どうぞ。

和田 じつは1月に広告を出して以来、韓国から申し込みがありまして、事業を開始する態勢に入っているという表現をしています。それで、何人の方に事業を行ったかということにつきましては、これは発表しないことになっています。これが韓国のなかでいろいろ問題を起こすということにして、皆さまに拠金をいただいているにもかかわらず、そのことについて明確にしないのは大変申し訳ないことですが、アジア女性基金としては発表しないということになっております。総数85名と言っておりますなかに、7名のすでに受け取られたことが明瞭になっている方以外に、韓国でどれだけのプロスアルファがあるかということについては、ご想像いただく以外にありません。

次の問題、すなわち、どれくらいの方が受け取りたいと言っておられるかということですが、受け取りたいという手紙が基金に寄せられたことは数次にわたってありました。具体的な手続きも出されておりますが、受け取りたいという手紙を寄せられた方は、数十名と申し上げておきます。また、最近では二十数名の方たちの手紙も来ております。そういうような状況です。それで、非常に多くの方が要望しておられます。この方たちがお考えになっていることを無視するわけにはいかないと思っています。どういうふうにお応えしたらよいのか考えているところです。

それから、資料のことですが、政府は資料を調査しました。各省庁が調査しました。ただ、中央から調査官が入って行って、あなたの倉庫を開けなさい、私が調査に来たと言ったわけではありませんで、管理している各省庁に資料を調べて出しなさいということでやったものですね。それによって各省庁が出してきました資料を全部公表しました。このたび基金では、この資料を入口に置いてあります五巻本の資料集にして出版しました。これは「従軍慰安婦」問題を考えるうえでもっとも重要な資料です。

そのほかに資料はまだあるにちがいない、たとえば、総督府の文書はどうか、警察の文書はどうかということが言われております。そういうことについて、どうなのかと外務省にもうかがっております。旧内務省

の資料は、どこかの倉庫に入っているそうですが、それを何とか出してもらいたいと願っています。アジア女性基金では資料委員会というものを設けておりますが、外国の資料はいろいろ発掘していますが、日本国内では基金ができましたから、まだ1点の資料も新たに発掘しておりません。これは残念なことです。政府にもお願いして、何とかとにかく新しい資料を発掘したいと思っております。

竹村　いまのことに関連して、ちょっと付け加えさせていたきたいのですが、1990年の5月に参議院の予算委員会で私が強制連行の問題と「従軍慰安婦」問題で質問をいたしました。これが多分最初だったと思いますが、そのときにすでに政府は調査をすべきで、資料を発掘するための調査のスタッフをつくるべきだと、少なくとも窓口をつくるべきだということを申しました。ところが、予算委員会が何度も何度も止まって、誰がやると、どこがやるというふうに、もういまとなっては自治省はない、内務省はない、軍部はない、資料は散逸してしまった、燃やしてしまったというような状態のなかで、資料に関しましては本当に政府は 被りの状態だったと思います。しかし、その後強制連行の調査は始まりました。

民間の学者や研究者の方たちが防衛庁の地下の倉庫から、あるいは厚生省の地下の倉庫から発掘をされた資料が、アジア女性基金のご努力で、今回、生の資料がこう

して出版されたということです。私たちもこの資料のなかのいくつもコピーをとって、こんな大きな袋にいくつも持っているんです。しかし、そういう資料も全部出版物のなかに入れてくださってますので、もうコピーは始末してもいいのかなと考えたりもしています。政府はほとんど何もしていませんので、自分で手に入れるしかありませんでした。

青木　いまの強制連行の調査に関連することでひとこと発言させてください。これは私が体験したことなんです。1990年のたしか「慰安婦」ではなくて、強制連行の実態調査を政府がやったことがあります。政府は国会答弁では66万何千人という数字を出していたのですが、そのときに韓国政府に渡した名簿は8万人で、これしかないんだと発表したことがあります。たまたま当時私は外務省を担当しておりましていまでも覚えているんですが、そのときに、どの程度の調査をしたのかということ。を北海道庁を含めて、いくつかの都道府県に電話で訊いたことがあります。ところが、調査の通達は来ていません。つまり、肝心の県庁などに全然通達は行ってなかったわけです。そういう状態で、調査をしたと言って韓国政府に手渡したんですが、そのときの韓国側の反応を私はいまでも鮮明に覚えています。

「慰安婦」調査と同じなんです。韓国側は日本政府が責任をもって調査をしてくれるというんで非常に期待

をしていたわけです。ところが、出てきたのは、「これしかない」と、それで「調査はもうこれで打ち切るんだ」ということなんです。「日本というのは、せっかくそういうかたちでやっても、その結果としてどうしてわれわれの神経を逆なでするようなことをするのか」と、「どうして、もう一步突っ込んであちこちに手を広げてやらないのか」という反発がおきました。案の定、調査が終わった後に大学の先生があっちこっちで資料を発見して、どどこ村の何とかという図書館から出てきたとか、防衛研究所から出てきたということが続いたわけです。

そうするとどう思いますか、韓国の国民は。「また同じことを日本はやっている」と、こうなっちゃうわけですね。結局、自分たちにとって不利なことはとにかく出したくない、出せば必ずそれは金をくれとかたちで跳ね返ってくるだろうということばかりを考えてやっているんですね。当時外務省を担当していましたが、幹部はやはり同じことを言っていました。「もしもそういう声がアジアのあちこちから出てきたときに、私たちは対応のしようがないんだ」という発想がいまだにどこの省庁にもあるわけですね。たまたま私も経験したものですから、あえて付け加えさせていただきました。

それと同時に、最近韓国のテレビなどが日本に「慰安婦問題」だとか「サハリン問題」の取材で来ることがあります。そのときも日本側の外務省の担当局や担当課はまったく取材を受け付けません。ほとんど拒否です。そ

こで仕方なく民主党の方とか、それなりの心ある方が出てきて、取材に応じるわけです。こうしたことは外務省にかぎりません。そこでまた余計なことを言うと、それが自分たちに跳ね返ってきて困るんだということなのでしょう。それを最近非常に感じます。韓国のマスコミの取材を受けるということは、日本の立場を説明するのに願ってもない場ですが、それをあえて避けてしまっているというのが最近ますます強くなっているような気がします。

伊勢 ありがとうございます。和田先生、お願いいたします。

和田 私が推察するところによりますと、一般にはやはり新しい資料が出てくると、新しい要求が出てくるのではないかという不安が、政府やお役人のなかにあるんじゃないかと思いますが、「従軍慰安婦」問題につきましては、謝罪をして償いをするという方針が決まっておりますから、資料を隠す必要がない。民間の調査もありましたが、政府としてもとにかくしっかりと調査したと思っています。とくに、防衛研修所の資料につきましては、その後追加的に基金のほうで調査をしておりますが、今日まで新しい資料は出ておりません。ですから、これからはこれまで手が触れられてないところに新しく手をつける必要があります。その意味では、私は「従軍慰安

婦問題」の資料は日本政府としては本来ならば隠したい資料をよくぞここまで出したものだと思っております。

本来「従軍慰安婦」の資料の基本的な部分は、存在していないか、破壊されてしまっているのです。そもそも何らかの明確な政府の方針、決定に基づいて設置されたものではありません。「慰安所」を設置せよという指令が流されてそうしたというようなものではなく、いわば自然発生的にできあがってきたシステムですので、基本的な資料が整ってはいないのだと思います。しかも、現地軍の資料は多く消去されているという状況です。ですから、基本的には現在ある資料で、問題を考えぬくということが重要ではないかと私は思っています。

伊勢 いちばん前の方、お待たせいたしました。どうぞ。

D じつは例会が12月12日にありますので、ビデオを撮らせていただきましたが、そのときにこれをそのまま皆に観せてですね、客観的に皆に考えてもらおうと思っているわけです。

私は竹村議員におたずねしたいと思います。じつは5月14日に衆議院の第二議員会議室で、戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会が主催する院内フォーラムがありまして、170人余りの市民と国会議員が集まり、そのときに鯨岡兵輔衆議院副議長をはじめ、自民党の重鎮の

方も出席されて発言をしていると、なかでも、民主党の鳩山由紀夫さんが次のような発言をしたそうです。「山口地裁下関支部で出された判決は、国家への責任をはっきりさせたというべきではないでしょうか。真相究明のために国会でも全力をあげなければならない時期が、ついに当然のことながらやってきたと考え、他の政党の方がたとも協力して法制定を進めたい」、こう発言されています。

関釜訴訟判決に基づいて河野官房長官の発言以来、3年間何もしなかったわけですが、これからでもできることです。私は竹村泰子議員に、ぜひひとつ鳩山由紀夫さんが言われた方向でご活躍いただきたいし、実現をしていただきたいということをお願いしたいためにここに來たしだいで。よろしく申し上げます。

竹村 ありがとうございます。じつは私そのときに都合で出席できませんでしたが、現在調査委員会を設置する立法の準備が進められていまして、鯨岡さんが立法うんぬんのときも、そのための立法措置だったと思います。これは議員立法として明後日から始まります臨時国会には期間が短すぎて出せないと思いますが、次の通常国会には立法措置として出されるだろうと思います。私どもも調査をする委員会を国会のなかに、あるいは国会図書館のなかにか、どういうかたちになるかはわかりませんが、調査委員会をつくることには反対をする理由は何

もありません。ただ、あまりにも遅すぎたのではないかというくらいがございます。私たちが1990年の5月、6月に参議院の予算委員会などで取り上げていたときに、やっぱりそういうかたちをとるべきだったと思います。ようやくそこまで来たという感じですね、本当に私どもの非力さというか、時の流れを感じます。

それから、その調査委員会設置の議員立法を提出することはできますが、いまの勢力関係のもとで国会のなかにそういった委員会を設置することができるかどうか、そして、それができたときにどこまで責任追及をしていくのかと、当然天皇までさかのぼるわけですから、果たしてそういうことが可能なかどうかということも含めて、やはり注意深く見ていきたいと考えております。それが最善の方法なのかどうか、それもひとつの方法であると思いますけれども、それがベストなのかどうかいろいろなことを考えながら、注意深くそして誠実に対応していきたいと考えております。

伊勢 ありがとうございます。4人の方が手をあげておられます。時間は過ぎておりますけれども、こういう機会ですので、できるだけご意見をうかがいたと思います。どうぞ。

E 高校生です。「慰安婦」問題で基金として募金を集めて、お金のケアをするのは素晴らしいことだと思

ますが、現地の元「慰安婦」の方たちがどういう苦しみを受けたのかとか、たとえば、日本のそういう性的な苦しみを受けた人たちのカウンセリングなど、お金だけではなくてメンタルケア的なものをするような活動は行われているのかを教えてくださいたいと思います。

伊勢 いまのご質問は、「慰安婦」の方たちのためのカウンセリング、それとも現代的な問題のカウンセリングですか、あるいは両方ですか？

E 両方です。

伊勢 はい。それでは、そちらの方、どうぞ。

F 被害者の方がたが日本政府の補償を要求して、日本の国民からの誠意の募金を受け取らないというのであれば、国民から集められたそのようなお金をそのようなカウンセリングや「慰安婦」問題についての啓蒙活動とか、学校教育や生涯教育の場での資金にあてるというのは行われているのでしょうか。

伊勢 これからどういうふうにするのかという貴重なご意見、ありがとうございます。和田先生、お願いいたします。

和田 ありがたいと思います。まず、カウンセリングの問題ですが、これは本当に必要だと思っております。フィリピンの場合では、そのようなソーシャルワーカーがつかまして、いろいろな手立てが講じられております。フィリピン政府のほうで配慮してくださって、そういう方をつけていただいております。

韓国の場合でも、元「慰安婦」の方がたのほとんどは独居の老人ですから、病気がちでもありますし、定期的に見舞いをしているいろいろ相談にのるような、カウンセリング活動がどうしても必要です。こうした医療福祉の援助というものがそういうかたちで使われていくことを私たちが当初は考えました。しかし、そういうことを進めるという点につきましては、韓国との信頼関係がなければできません。それがいまのところはブロックされている状態です。つまり、基金の関係者が被害者の家を訪問すること自体が厳しく制限されているわけでして、現在のところはお金をお送りするだけということになっています。

それで、韓国政府と日本政府とのあいだで、今後基金の事業のあり方を変えるようにというような話し合いがもし進められた場合に、医療福祉のお金をいまのような方向で使うといった合意がされるなら、それは非常に結構なことではないかと考えています。

それから、2番目の方がおっしゃった、もし皆から集めたお金を韓国のほうで受け取ってもらえないのであれ

ば、その1人当たり200万円を何か代替りの使い方で考えてみてはというご提案は、私たちも非常に心強いのですが、基金に拠金してくださった方が、被害者のために出したお金ですから、もし受け取ってもらえないのなら別のかたちでもいいから役立ててほしいとおっしゃってくだされば、私たちとしても気が楽になっていろいろなことを考えることができるということです。ただ、目下のところはそういうことは一切しておりません。基金としましては、皆さんからいただいたお金のほうは償い金としてお届けするということで、日本政府とも、韓国政府とも話し合っているという状況です。でも、おっしゃってくださったことは、非常にありがたいことですので、よく考えていきたいと思っています。

伊勢 それでは、2列目の方、どうぞ。

G 76歳でございます。戦争に行きました。きょう私は、われわれが寄付をするだけの実績がアジア女性基金にはあるのかどうかを知りたくて来たんですよ、端的に言いまして。それできょうの討論を聞きましてところで、私今後どうしていいのかわからないんです。それで、伊勢先生におたずねしますが、この募金活動はいったん止めるんですか、それとも続けるんですか、それをうかがいたいんです。

伊勢 いまのご質問は非常にむずかしい問題で、先ほども申し上げましたように、償い事業というのは韓国だけが対象ではありません。ほかの国でも行っております。これはずっと続けております。韓国の場合は、いまは停止しているという状態です。とくに、日韓関係が新しい局面を迎えて、そのなかでこれをどのように処理していくかということをご一生懸命考えている状況でして、日韓の政府間の交渉も強力に進めてもらうことをお願いしているというところです。

和田 アジア女性基金としては、事業のかたちにつきましては変えておりません。韓国に対する支給の事業は一時的に停止して、韓国政府とのあいだの話し合いを待っている状態です。先ほど青木さんが韓国側の意向を無視してどんどんやるのか、やったら大変なことになるとおっしゃいましたが、いまはそういうことは考えておりません。

募金はどうなのかと言いますと、事業そのものは基本的にまったく変化しておりませんから、これからも続けていきたいと考えております。いまも事務局長がお答えしましたように、韓国だけが対象ではありません。

G そうしますと、集まったお金はまだそんなに使っていないんですね。

和田 4億7,000万円ほど集まって、1億7,000万円ほど使いましたから、3億円ほどが銀行に残っています。

G もしもですよ、募金をこれからも続けていけば、基金は余るじゃないですか。こんな恰好だったら。

和田 それはですね、最終的には余らないんですよ。つまり、お1人200万円規模で差し上げるということになっていまして、現在の対象者は300人はおられますから、それだけでも6億円は必要ということになります。

G ただ、きょうのお話を聞いていて感じたんですが、実現の見込みは薄いんじゃないですか。ですから、私もたくさんのお金はできませんが、もう少し活動が活発になるのを待ってからやるしか仕方がないんじゃないかなと、率直に考えたりもしました。

伊勢 はい、ありがとうございました。後ろのほうの方、どうぞ。

H 不勉強ですので初歩的な質問をさせていただきます。国家補償はなぜできないのか、とくに日韓基本条約とか、請求権協定にかかわりがあるかと思いますが、なぜできないのか、その理由を韓国側に理解してもらう努力というのはなされているのでしょうか、この2点を

おたずねします。

伊勢 はい、ありがとうございました。和田先生、お願いいたします。

和田 国家補償はできないということになりましたのは、日本と韓国とのあいだでは、1965年に締結された日韓基本条約によりまして、双方の請求権というものを完全に整理したと国家間で合意したわけです。したがって、これを根拠として、法的な面で、韓国の個人に国家補償することはできないと説明されております。

これに対して、それは国家が個人の請求権を代弁することをやめただけであって、個人には請求を出す権利はあるはずだという法理論を立てる人もおりますし、日本の外務省のなかでもそういうことを言った人もおります。しかし、政府は国家補償はできないという考え方に立っております。ただ、特別立法があった場合には、補償という名目になるかどうかは別にしまして、被害を受けた個人に対して支払いを行うことは可能である、台湾ではそういう例があります。もっとも、台湾の場合は請求権の問題が解決していないということが前提になっていました。しかし、韓国の場合でも、特別立法を行えば、日韓条約があるにもかかわらず、韓国の個人に対して日本の国家のお金を差し上げることは可能だと思います。しかし、国会の事情でそういう特別立法は望めないとい

う状況にあります。

そういう事情であるということは、もちろん韓国政府に説明されているわけですが、韓国側には、日韓条約が結ばれたときは「従軍慰安婦問題」はわかっていなかった、これはそのあとで出てきた問題であるから日韓条約で処理済みとは言えない、という主張があります。韓国内はもちろん、国連のレポートでもそのように主張する人もいます。しかし、韓国の同じ外務部のなかでも、そんなことはない、「慰安婦」問題は韓国人のなかにも知っている者ははっきりいた、1965年に日韓条約が結ばれた以上、国家補償は要求できないんだと主張する人もいます。そういうわけでデッドロックになっているなかで、内閣のイニシアティブでぎりぎりのところを追求するというので、突破口として考えられたのがこのアジア女性基金構想であったと私は理解しております。

もちろん、今後政権交代が行われて特別立法という道がもしも開かれれば、個人補償に近いものが可能でしょう。そういう意味で政権交代が問題打開のひとつの道と考える人がいても不思議ではないと思います。ただ、私個人としてはそういう考えには目下のところ立ちませんが。

伊勢 きょうは本当にありがとうございました。ずいぶん時間が過ぎてしまいましたので、残念ながらここで閉会させていただきます。

アジア女性基金の償い事業と女性尊厳事業を進めておりますが、償い事業のほうは、これが被害者という方たちがおられ、そして日本の国民の気持ちというものがあり、また韓国の側の国民の気持ちがあり、そして日韓関係というものがあり、その1つひとつの立場から非常にむずかしい状態であることをおわかりいただき、そして、ここで皆さまのご意見もうかがい、問題を分かち合いながら一緒に考えていくためというのがきょうの会議の目的でございました。

しかし、時間の都合で本当に残念ですが、長いあいだ時間をかけて討論ができませんでした。これは私たちにとりましては、第一のステップですので、どうかいろいろなご意見を基金のほうにお寄せくださるようお願いいたします。お手紙でも、お電話でも結構です。それから、東京においでになりましたときには、ぜひアジア女性基金のほうにも足をお運びください。できるだけ、皆さまとの対話を重ねながら、いろいろな立場から考えていきたいと思っております。

きょうは遠いところからおいでになった方もおられます。どうか気をつけてお帰りください。本当にありがとうございました。

●参加者プロフィール (アンケート回答があったもの)

《フォーラムイン東京》

【性別・年齢構成比】

男 性	人数	女 性	人数
10代	0	10代	0
20代	8	20代	10
30代	1	30代	1
40代	3	40代	1
50代	0	50代	1
60代	4	60代	3
70代	1	70代	2
		記入なし	1
合 計	17	合 計	19
		総合計	36

(男女か無記入1名)

【職種・所属するグループ名】

男 性	人数	女 性	人数
大学生	4	大学生	2
NGO	13	NGO	17
合 計	17	合 計	19

《フォーラムイン札幌》

【性別・年齢構成比】

男 性	人数	女 性	人数
10代	0	10代	2
20代	4	20代	0
30代	2	30代	0
40代	2	40代	4
50代	2	50代	0
60代	1	60代	2
70代	2	70代	0
記入なし	1	記入なし	1
合 計	14	合 計	9
		総合計	23

(男女とも無記入1名)

【職種・所属するグループ名】

男 性	人数	女 性	人数
NGO	8	NGO	7
労働組合	6	労働組合	2
合 計	14	合 計	9

《フォーラムイン東京・札幌》

【質問】 本日のフォーラムについて良かったと思われる点、良くなかった点をお書きください。

【良かった点】（複数回答あり）

基金の事業活動がわかった	21
さまざまな立場の方から話を聞いた	16
講演者の話	11
国際問題（韓国との関係）	10
「慰安婦」問題に対しての現状	8
いろいろな資料がもらえた	2
女性問題に関する啓発	2
その他	7
無回答	5

【悪かった点】（複数回答あり）

質疑応答の時間がもっとほしかった	8
もっと多くの人の意見が聞きたかった	7
基金の事業内容をもう少し説明してほしかった	5
時間が短かった	5
基金の「慰安婦」問題以外の事業ももっと聞きたかった	4
映像等の説明資料がほしかった	4
フォーラム開催のPR不足では	3
その他	13
無回答	22

【質問】 今後アジア女性基金が行う事業について、どのような期待をしますか？
ご意見をお書きください。

広く国民に活動をPRする	15
NGOへの支援、対話	8
政府がもっと協力すべきだ	7
日韓親善交流の勧め、韓国民に活動をPRする	6
女性の人権にかかわる活動、国際会議、ネットワークづくり	6
元「慰安婦」へのカウンセリング、メンタルケア	6
「慰安婦」への国家補償	5
基金のフォーラムを続けてほしい	4
今後の迅速な活動	3
他の未解決の戦後補償にも活動を広げる	1

《AWF 学生交流 埼玉大学》

1998年11月30日、埼玉大学教養学部国際協力論のゼミ生および院生との交流会を実施しました。

【参加者の性別・年齢】

男 性	人 数	女 性	人 数
19歳	2	19歳	3
20	4	20	7
21	4	21	5
22	1	22	5
23	2	23	2
27	1	24	1
29	1	25	1
30	1		
無回答	1		
合 計	17	合 計	24
		総合計	41

【質問】 アジア女性基金を知っていましたか

知っていた	23
知らなかった	18
合 計	41

【質問】 本日の学生交流について良かったと思われる点、良くなかった点をお書きください

【良かった点】（複数回答あり）

基金の活動内容がわかった	24
立場の違う人たちから話が聞けた	8
基金の発足の経緯	6
「慰安婦」問題の認知	4
質疑応答に満足している	2
その他	2
回答なし	5

【悪かった点】（複数回答あり）

時間が短かった	12
政府と基金のあり方が不明確であった	6
基金の今後の活動の話が少なかった	3
質疑応答の時間が短かった	2
その他	1
回答なし	17

■アジア女性基金の資料・書籍・ハンドブック

- パンフレット「『従軍慰安婦』にされた方々の償いのために」
- 女性のためのアジア平和国民基金編「『慰安婦』関係文献目録」
- 「女性の人権とは」国際会議96年報告書
- 「女性と子どもの人身売買と商業的性的搾取に関するマニラ会議」97年報告書
- 「女性の国際人身売買について」98年バンコク会議報告書
- 阿部浩己「子どもの性的搾取撲滅への挑戦——子どもの買春問題等への各国の取り組みに関する研究」報告書
- 福富護「いわゆる『援助交際』に対する女子高校生の意識および背景要因の分析研究」報告書
- 「『援助交際』について考えるためのハンドブック」
- 「夫やパートナーからの暴力対応マニュアル〈ドメスティックバイオレンス〉から身を守るために」



女性と人権

— アジア女性基金の取り組みと直面する問題 —

- 1999年3月15日発行
 - 発行者／財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
〒107-0052
東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス
TEL 03-3583-9346 FAX 03-3583-9347
e-mail:dignity@awf.or.jp
website:http://www.awf.or.jp
 - 制作協力／株式会社リバック
-

